

米子市地域防災計画

(原子力災害対策編)



米子市防災会議

(令和3~~2~~年度修正)

策定の経過

平成19年	3月29日	米子市地域防災計画（原子力災害対策編）策定
平成25年	3月12日	全面修正
平成26年	3月25日	一部修正
平成27年	10月8日	一部修正
令和元年	6月3日	一部修正
令和2年	7月27日	一部修正
<u>令和3年</u>	<u>月 日</u>	<u>一部修正</u>

地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
1	米子市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2	米子市地域防災計画における他の災害対策との関係	1
3	関係周辺市地域防災計画との関係	1
4	計画の修正	1
第3節	計画の周知徹底	2
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節	計画の基礎とすべき災害の想定	2
1	島根原子力発電所2号機	2
2	島根原子力発電所1号機	2
3	島根原子力発電所3号機	2
第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	3
1	予防的防護措置を準備する区域	3
2	緊急防護措置を準備する区域	3
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	8
1	原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	8
2	放射性物質が環境に放出された場合の防護措置の実施	9
第8節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	9
1	米子市	10
2	消防機関	10
3	鳥取県	11
4	指定地方行政機関	11
5	自衛隊	12
6	指定公共機関	13
7	指定地方公共機関	14
8	原子力災害医療機関	15
9	その他公的団体及び防災上重要な施設の管理者	16
10	原子力規制庁	16

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	18
-----	------	----

第2節	中国電力（株）の防災業務計画に関する県からの意見聴取に対する回答及び 防災要員の現況等の届出の受理	18
第3節	立入検査等	18
1	立入検査の実施	18
2	現地確認の実施	19
第4節	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	19
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	20
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	20
1	情報の収集・連絡体制の整備	20
2	情報の分析整理	21
3	通信手段の確保	23
第7節	緊急事態応急体制の整備	24
1	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	24
2	災害対策本部体制等の整備	24
3	オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	25
4	長期化に備えた動員体制の整備	25
5	防災関係機関相互の連携体制	25
6	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	25
7	広域的な応援協力体制の拡充・強化	26
8	オフサイトセンター	27
9	モニタリング体制等	27
10	専門家の派遣要請	27
11	複合災害に備えた体制の整備	27
12	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	27
第8節	避難受入活動体制の整備	28
1	避難計画の作成	28
2	避難誘導体制の整備	28
3	避難所等の整備等	28
4	避難行動要支援者に関する措置	33
5	要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	34
6	保育所や学校等施設における避難計画の整備	34
7	不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成	34
8	住民等の避難状況の確認体制の整備	35
9	居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する 仕組みの整備	35
10	警戒区域を設定する場合の計画の策定	35
11	避難所等・避難方法等の周知	35
第9節	飲食物の 摂取制限及び出荷制限 出荷制限、摂取制限等	35

1	飲食物の 摂取制限及び出荷制限 出荷制限、摂取制限 に関する体制整備	35
2	県が飲食物の 摂取制限及び出荷制限 出荷制限、摂取制限等 を行った場合の住民への供給体制の確保	36
第10節	緊急輸送活動体制の整備	36
1	専門家の移送体制の整備	36
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	36
第11節	救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	36
1	救助・救急活動用資機材の整備	36
2	救助・救急機能の強化	36
3	原子力災害医療活動体制の整備	36
4	安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	36
5	避難退域時検査体制の整備に対する協力	37
6	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	37
7	物資の調達、供給活動体制の整備	37
8	大規模・特殊災害における救助隊の整備	37
9	県が整備する小型無人 飛行機 （ドローン）を用いた情報収集	37
第12節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	38
1	情報の伝達	38
2	メディアの活用	38
3	相談窓口の設置	38
第13節	行政機関の業務継続計画の策定	38
第14節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	39
第15節	防災業務関係者の人材育成	40
第16節	防災訓練等の実施	40
1	訓練計画の策定	40
2	訓練の実施	41
3	実践的な訓練の実施と事後評価	41
4	教訓の反映	41
第17節	原子力施設上空の飛行規制	41
1	原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置	41
2	原子力施設上空における小型無人 飛行機 （ドローン）等の飛行への対処等	42
第18節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	42
第19節	災害復旧への備え	42

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	43
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	43

1	施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	43
2	応急対策活動情報の連絡	51
3	一般回線が使用できない場合の対処	55
4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	55
第3節	活動体制の確立	55
1	市の活動体制	55
2	現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席等	61
3	専門家の派遣要請	63
4	応援要請及び職員の派遣要請等	63
5	自衛隊の派遣要請等	63
6	原子力被災者生活支援チームとの連携	63
7	防災業務関係者の安全確保	64
第4節	避難、屋内退避等の防護措置	65
1	避難、屋内退避等の防護措置の実施	65
2	屋内退避	67
3	避難所等	67
4	広域一時滞在	68
5	避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染等の実施	69
6	避難途中の住民に対する支援の実施	69
7	安定ヨウ素剤の服用	69
8	要配慮者等への配慮	70
9	学校等施設における避難措置	70
10	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	71
11	観光客等一時滞在者の避難等	71
12	警戒区域の設定、避難勧告・指示の実効性を上げるための措置	71
13	食料、生活関連物資等の供給	71
第5節	治安の確保及び火災の予防	71
第6節	飲食物の 摂取制限及び出荷制限 出荷制限、摂取制限等	72
第7節	緊急輸送活動	72
1	緊急輸送活動	72
2	緊急輸送のための交通確保	74
第8節	避難経路の確保	74
第9-8節	救助・救急、消火及び医療活動	75
1	救助・救急及び消火活動	75
2	医療活動等	75
第10-9節	住民等への的確な情報伝達活動	75
1	住民等への情報伝達活動	76
2	住民等からの問い合わせに対する対応	80

第 1 1 1 0 節	自発的支援の受入れ等	8 0
1	ボランティアの受入れ等	8 0
2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	8 0
第 1 2 1 1 節	行政機関の業務継続に係る措置	8 1
第 1 3 1 2 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	8 1

第4章 複合災害対策

第1節	基本方針	8 2
第2節	複合災害に備えた体制の整備	8 2
1	災害対策本部の体制	8 2
2	応急体制の整備	8 2
3	緊急時モニタリング体制の整備	8 2
4	複合災害を想定した訓練	8 2
第3節	避難、屋内退避等の防護措置の実施	8 2
1	避難、屋内退避等の対応方針	8 2
2	避難誘導時の配慮	8 4
3	広域避難体制	8 4
第4節	屋内退避時における物資の備蓄・供給体制	8 4
第5節	緊急輸送活動体制の確立	8 4
1	代替輸送道路の確保	8 5
2	車両等の確保等	8 5
3	代替輸送手段の調整	8 5
第6節	救助・救急、消火及び医療活動	8 5
1	原子力災害医療活動	8 5
2	安定ヨウ素剤	8 5
第7節	住民等への的確な情報伝達活動	8 5
1	原子力発電所の定期的な広報	8 5
2	情報伝達手段の確保	8 5
3	広域的な情報提供	8 6

第5章 感染症流行下における対策

第1節	基本方針	8 7
第2節	感染症流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方	8 7
1	全般	8 7
2	基本的考え方	8 7
第3節	感染症流行下における体制の整備	8 8
1	感染症対策	8 8
2	感染症流行下における安定ヨウ素剤の事前配布	8 8

3	接触確認による感染症拡大の防止	88
4	避難車両の確保	88
5	避難所の確保	89
6	感染症流行下における訓練	89
7	感染症流行下での避難に必要な物品の備蓄	89
第4節	感染者対応の基本的考え方	89
1	感染者の対応	89
2	感染の疑いのある者の対応	90
3	健康確認の実施	90
4	感染者等の避難に関する情報の共有	90
第5節	感染症流行下における防護措置	90
1	共通	90
2	屋内退避における対応	90
3	一時集結所における対応	91
4	避難車両における対応	91
5	安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応	91
6	避難退域時検査会場における対応	91
7	避難所における対応	92
第6節	防災業務関係者の感染症対策	92
1	感染症対策	92
2	個人用防護具の備蓄	92
第7節	住民等への的確な情報伝達活動	92

第6章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	93
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	93
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	93
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	93
第5節	各種制限措置の解除	93
第6節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	93
第7節	災害地域住民に係る記録等の作成	93
1	災害地域住民の記録	94
2	災害対策措置状況の記録	94
第8節	被災者等の生活再建等の支援	94
第9節	風評被害等の影響の軽減	94
第10節	被災中小企業等に対する支援	94
第11節	心身の健康相談体制の整備	94
第12節	復旧・復興事業からの暴力団排除	95

別表 1	原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等	9 6
別図 1	防護措置実施のフロー図	1 0 0
別表 2	島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断する E A L	1 0 1
別表 3	O I L と防護措置について	1 0 8

付録	用語の解説	1 1 0
----	-------	-------

別紙資料

1	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定	1 1 9
2	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱	1 2 4
3	確認書（島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び 運営要綱に係るもの）	1 3 0

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、中国電力株式会社（以下「中国電力(株)」という。）の原子炉の運転等（原子炉、加工施設、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設等（保安規定を定める施設）の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、米子市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行（自然災害、大規模事故、国民保護事案等が複合的に発生した場合の対策は、これらの災害等に係る計画による対策も含めて現計画を臨機応変に修正して行う。）によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 米子市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、米子市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

中国電力(株)が作成する原子力事業者防災業務計画が、この計画に抵触しないように協議を行うものとする。

2 米子市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「米子市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「米子市地域防災計画（共通対策計画）」によるものとする。

3 関係周辺市地域防災計画との関係

必要に応じ、島根原子力発電所周辺自治体連絡会議（構成市：米子市、境港市、安来市、雲南市、出雲市）等で調整を行うものとする。

4 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するも

のとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

1 島根原子力発電所2号機

原子炉施設においては、放射能を封じ込める多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 島根原子力発電所1号機

廃止措置（第1段階）中であり、放射性物質の放出を伴う事故としては、使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）内での燃料集合体の落下により、燃料棒が破損し、燃料棒内に存在する核分裂生成物が大気中に放出される場合を想定し、周辺公衆の受ける実効線量は0.00049ミリシーベルトと評価されている。

3 島根原子力発電所3号機

建設中であり、放射性物質の放出を伴う事故は想定されない。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、原災法第6条の2第1項に基づく「原子力災害対策指針」に示される以下の基準及び鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に示される考え方にに基づき、地域の範囲を定める。

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響〔＊1〕等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）〔＊2〕に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。PAZの具体的な範囲は、IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

※ 米子市にこの区域は存在しない。

2 緊急防護措置を準備する区域(UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone)

確率的影響〔＊3〕のリスクを最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）〔＊2〕、OIL（運用上の介入レベル）〔＊4〕に基づき、緊急防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲は、IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

この考え方を踏まえ、本市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(UPZ)の線引きの考え方は、「島根原子力発電所から同心円半径30kmラインに含まれる自治会単位の区域」とし、その地域は下表のとおりとする。

◎ 米子市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）

町名又は自治会名
大篠津町の全域
葭津及び大崎の全域
和田町の全域
富益町の全域
彦名町の全域
夜見町の全域

河崎の全域	
住吉公民館区の一部区域	安倍自治会、中ノ海 1 区自治会、中ノ海 2 区自治会、旗ヶ崎 3 区南自治会、旗ヶ崎 3 区北自治会、上後藤 2 区自治会及び上後藤 4 区自治会の区域
加茂公民館区の一部区域	加茂 5 区西自治会、加茂 5 区中自治会、加茂住宅自治会、三柳団地 3 区自治会、三柳団地 4 区自治会、三柳北自治会及び浜河崎自治会の区域

〔＊１〕 確定的影響

ある一定の放射線量（これをしきい値〔＊５〕という）を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果、多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には、同じような症状が現れる。

確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小頭症）、白内障等が含まれる。

〔＊２〕 E A L（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。（別表１参照）

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベルを設定する。

なお、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みは別表２のとおりである。

〔＊３〕 確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障がい発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝的影響が含まれる。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。

〔＊４〕 O I L（Operation Intervention Level：運用上の介入レベル）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、緊急事態区分の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅

速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れは、別図1及び別表1後段のとおりである。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルを設定する

各種防護措置に対応するOILの初期設定値として設定した内容は、別表3のとおりである。同表の値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定したものである。

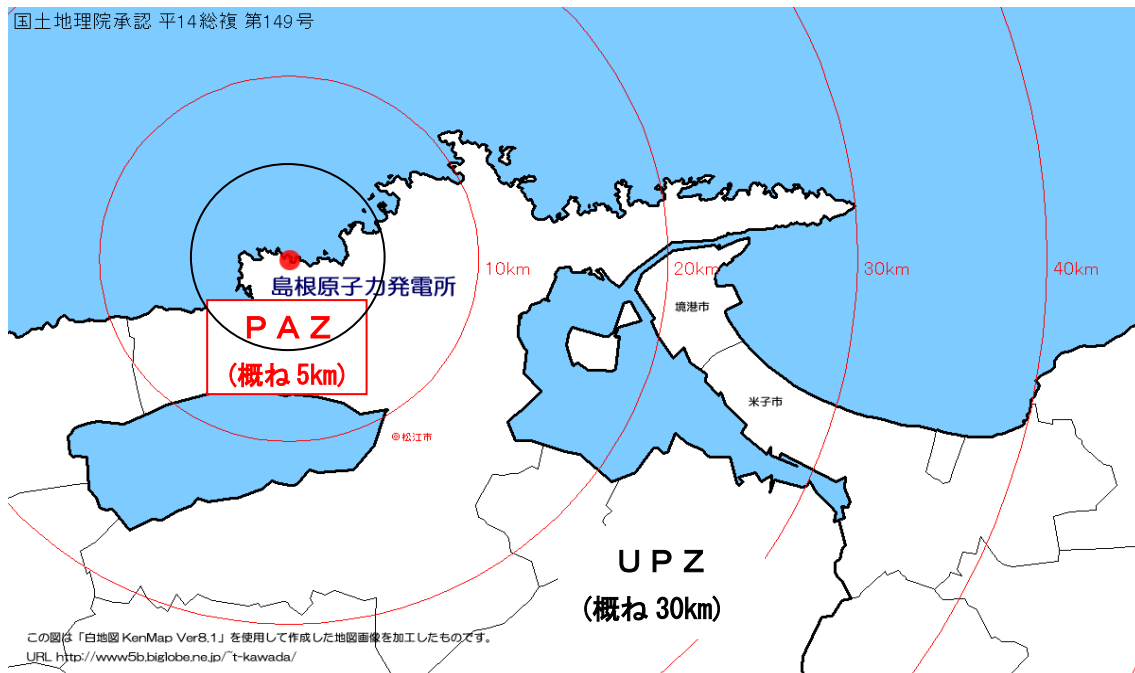
〔*5〕 しきい値

一般的に、ある値以上で影響が現れ、それ以下では影響がない境界の値をしきい値という。放射線影響の分野では、皮膚の紅斑、脱毛、不妊など、放射線の確率的影響が現れる最小値。

※〔*1〕、〔*3〕、〔*5〕の説明は、公益在団法人 原子力安全技術センター発行の「原子力防災基礎用語集（2012）」から引用

※〔*2〕、〔*4〕の説明は、原子力災害対策指針（平成25年9月5日）から引用

(参考) 島根原子力発電所周辺図

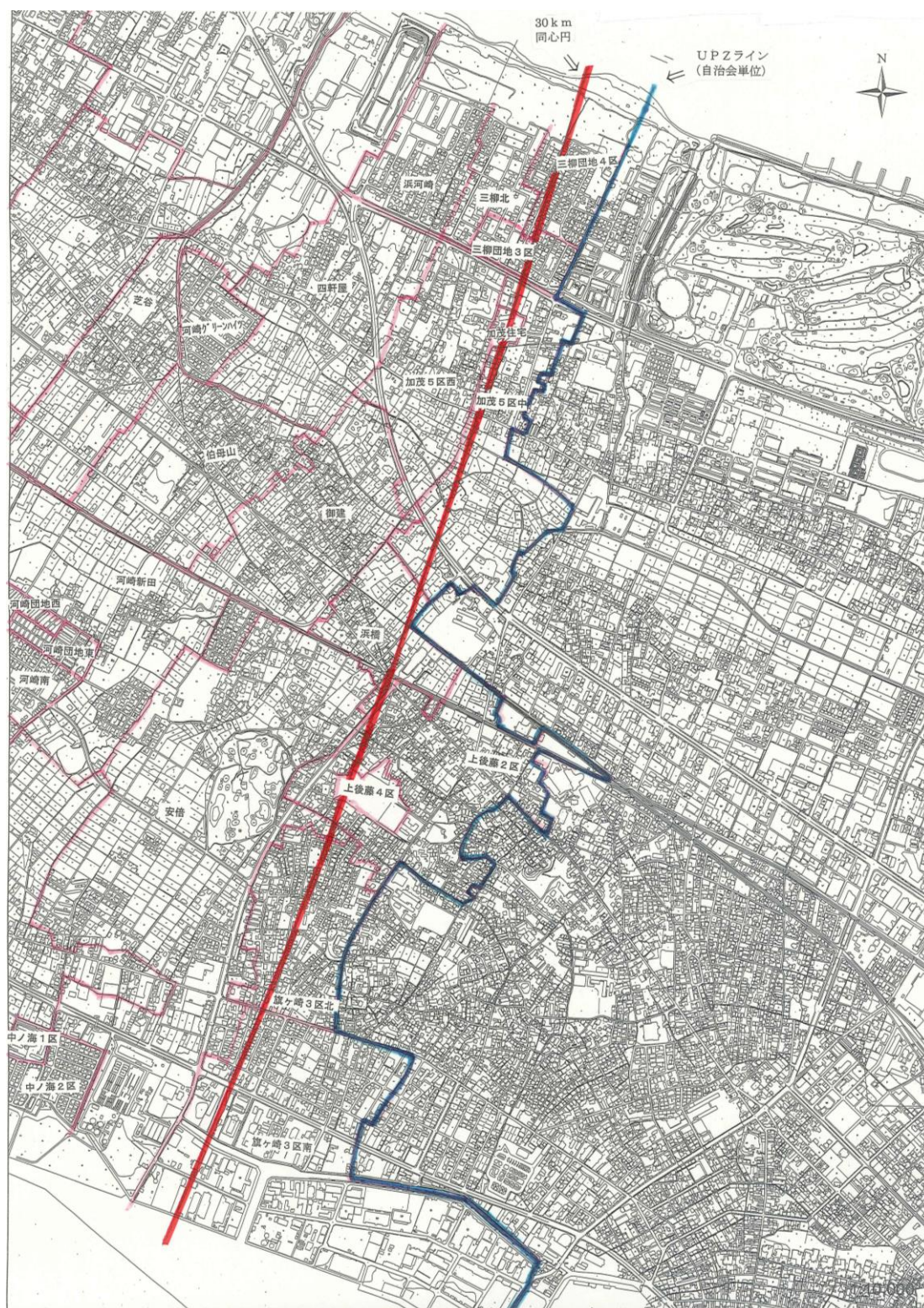


※ **UPZ** (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域)
確定的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径30km」を目安とする。

※ **PAZ** (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)
急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し、又は最小化させるため、EALに応じて、即時避難を実施するなど、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

◎原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）境界付近拡大図

※同心円半径30kmライン及びUPZライン



第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

(1) 緊急事態区分

- ・ 情報収集事態（島根県松江市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合事態（島根県松江市の震度が発表されない場合は、近傍の自治体の震度を用いる）。
その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。

- ・ 警戒事態（E A L 1）

E A L（A L）：Emergency Action Level（Alert）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、早期に実施が必要な要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、P A Z内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

- ・ 施設敷地緊急事態（E A L 2）

E A L（S E）：Emergency Action Level（Site area Emergency）

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モ

モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。

- ・ 全面緊急事態（EAL3）

EAL（GE）：Emergency Action Level（General Emergency）

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。（1号機については、冷却告示に伴い、原子力災害対策重点区域の範囲が原子力施設からおおむね半径5kmを目安として設定されていることから、UPZ外として対応する。）

なお、UPZ外においても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。

2 放射性物質が環境に放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、米子市地域防災計画（共通編）第1章第6節に定める「関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置」を基本に次のとおりとする。

1 米子市

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
米子市	防災安全課 環境政策課 健康対策課 福祉政策課	1 原子力防災に係る広報及び教育・訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 環境放射線モニタリング設備、機器の整備に関すること。 4 米子市災害対策本部の設置に関すること。 5 災害状況、避難指示の把握及び伝達等に関すること。 6 住民の避難、立入制限、救出等に関すること。 7 要配慮者の支援に関すること。 8 避難者受入の協議に関すること。 9 緊急時モニタリングの支援に関すること。 10 安否情報に関すること。 11 避難先地域が行う広域避難所の運営支援に関すること。 12 避難者への行政サービスの提供に関すること。 13 鳥取県が行う緊急被ばく医療活動への協力に関すること。 14 汚染飲食物の摂取制限等に関すること。 15 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 16 汚染物質の除去に関すること。 17 制限措置の解除に関すること。 18 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること。 19 鳥取県の行う原子力防災対策に対する協力に関すること。
米子市 教育委員会	学校教育課	1 米子市立小・中学校等に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。 2 米子市立小・中学校等の児童生徒の安全対策に関すること。 3 退避等に係る施設使用の協力に関すること。 4 災害時における避難先での学校の運営に関すること。
米子市 消防団	防災安全課	1 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。 2 交通規制及び立入制限に対する協力に関すること。 3 警察が行う治安維持に対する協力に関すること。

2 消防機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
西部広域行政管理組合 消防局	警防課	1 負傷者の搬送に関すること。 2 情報の収集分析に関すること。 3 医療救護対策本部の支援に関すること。 4 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保に関すること。 5 防災対策、立入制限及び交通規制の協力に関すること。 6 住民に対する広報及び避難の誘導に関すること。

3 鳥取県

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	原子力安全対策課 福祉保健課 健康政策課 医療政策課 環境立県推進課 原子力環境センター	1 県内における原子力災害に関する総合調整に関すること。 2 原子力防災に関する知識の広報及び教育訓練に関すること。 3 通信連絡網の整備に関すること。 4 環境放射線モニタリング設備・機器の整備に関すること。 5 防護資機材の整備に関すること。 6 原子力災害医療設備・機器の整備に関すること。 7 環境条件の把握（気象等）に関すること。 8 平常時モニタリングに関すること。 9 事業者からの報告の徴収、立入検査等に関すること。 10 県災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、保健医療福祉対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。））の設置並びに運営に関すること。 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関すること。 13 緊急時モニタリングセンターへの職員派遣 14 原子力災害情報等の収集、伝達に関すること。 15 避難者受入市町村との調整（県分：避難所の選定等）に関すること。 16 住民等の避難の支援に関すること。 17 立入制限に関すること。 18 行政機関の業務継続のための機能移転に係る調整 19 放射性物質による汚染状況調査に関すること。 20 緊急時モニタリング計画の作成及び実施に関すること。 21 原子力災害医療活動（避難退域時検査及び簡易除染を含む）に関すること。 22 飲食物の摂取制限等に関すること。 23 食糧及び生活関連物資の調達に関すること。 24 環境の除染に関すること。 25 制限措置の解除に関すること。 26 原子力損害賠償の請求等に必要な資料の整備について 27 米子市、境港市関係周辺市町への原子力防災対策に対する指示及び指導助言に関すること。 28 県民からの問い合わせ対応に関すること。 29 国及び関係機関への支援の要請に関すること。
鳥取県警察本部	警備第二課	1 住民等に対する避難誘導及び警備広報に関すること。 2 立入制限及び交通規制に関すること。 3 治安確保に関すること。 4 実動機関現地合同調整所の運営に関すること。

4 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
-----	------	----------------

中国四国厚生局	医療課	1 国立病院、療養所の医療等の指示及び調整に関すること。 2 医療救護班の編成及び派遣の指示に関すること。
中国四国農政局	企画調整室	1 農林畜水産物等の安全性確認並びに調査への助言及び協力に関すること。 2 原子力災害時における食糧の支援に関すること。 3 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための連絡調整等に関すること。
中国経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	1 電気、ガスに係る災害情報の収集、伝達に関すること。 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関すること。 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するための必要な指導に関すること。 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること。
中国地方整備局	防災室	1 直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な措置に関すること。
中国運輸局	鳥取運輸支局	1 緊急輸送に関する要請及び支援に関すること。
第八管区海上保安本部	環境防災課 境海上保安部 美保航空基地	1 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制に関すること。 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送に関すること。
大阪管区气象台	鳥取地方气象台	1 気象状況等の把握、解析に関すること。 2 モニタリング本部の支援に関すること。

5 自衛隊

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
航空自衛隊第3輸送航空隊	防衛部運用班 (美保基地)	1 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること。 2 (原子力) 災害派遣への対応
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚長	
陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部防衛課 第8普通科連隊(米子) 中部方面ヘリコプター隊第3飛行隊(境港)	
自衛隊鳥取地方協力本部		1 自衛隊との連絡調整に関すること。

6 指定公共機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本高速道路(株)	中国支社	1 高速道路に関する必要な措置に関すること。 2 災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱いに関すること。
日本通運(株)	鳥取支店、倉吉支店、米子支店	1 災害時における貨物自動車による救助物資の緊急輸送に関すること。
福山通運(株)		
佐川急便(株)	中国・四国支社	
ヤマト運輸(株)	津山主管支店	
西濃運輸(株)		
西日本旅客鉄道(株)	米子支社	1 鉄道及び陸路による緊急輸送に関すること。
日本貨物鉄道(株)	米子営業支店	1 災害時における救済用物資の緊急輸送に関すること。
西日本電信電話(株)	鳥取支店設備部災害対策室	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等に関すること。 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
(株)NTTドコモ	中国支社鳥取支店	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)		
KDDI(株)	中国総支社	
ソフトバンク(株)		
日本赤十字社	鳥取県支部事業推進課	1 災害時における医療救護の実施に関すること。 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 3 義援金の募集及び配分 4 義援物資の配布
(独)国立病院機構	中国四国グループ	1 (独)国立病院機構病院の救護班の派遣による医療救護の実施に関すること。
日本放送協会(NHK)	鳥取放送局放送部	1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関すること。

中国電力(株)	島根原子力本部 鳥取支社	1 原子力発電所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防に関すること。 2 防災上必要な社内教育・訓練に関すること。 3 環境放射線等の把握（モニタリング）に関すること。 4 緊急時モニタリングの協力に関すること。 5 防災活動体制の整備に関すること。 6 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備に関すること。 7 異常時における県、米子市及び境港市（以下「関係周辺市」という。）への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備に関すること。 8 原子力災害等に係る情報提供に関すること。 9 汚染拡大防止措置及び災害の復旧に関すること。 10 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置に関すること。 11 県、米子市、境港市の実施する原子力防災対策に関する積極的な協力に関すること。 12 県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力に関すること。 13 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理に関すること。 14 被害者の原子力損害賠償請求等への対応に関すること。
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣に関すること。 2 放射線測定機材の提供に関すること。 3 災害時応急対策の技術的支援に関すること。
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線医学総合研究所	1 原子力災害医療（高度被ばく医療支援センター）に関すること。 2 緊急時モニタリングの協力に関すること。

7 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)鳥取県医師会	事務局	1 災害時における医療救護の実施に関すること。 2 保健医療福祉対策本部の支援に関すること。
(一社)鳥取県歯科医師会 (一社)鳥取県助産師会 (一社)鳥取県薬剤師会 (公社)鳥取看護協会	事務局	1 災害時における医療救護の実施に関すること。

(福)鳥取県 社会福祉協議 会	事務局	1 災害ボランティアに関すること 2 避難支援センターの設置、運営に関すること
(一社)鳥取県 バス協会 日ノ丸自動車 (株) 日本交通(株)		1 災害時における自動車による人員の緊急輸送に関すること。
(一社)鳥取県 トラック協会		1 災害時における貨物自動車による救助物資緊急輸送に関すること。
日ノ丸西濃運 輸(株)	鳥取支店	
日本海テレビジ ョン放送(株)	本社	1 放送協定等に基づく災害対策等の広報活動に関すること。 2 放送協定等に基づく避難情報の広報活動の実施に関すること。 3 放送協定等に基づく避難生活に必要な情報の広報活動に関すること。
(株)山陰放送	本社	
山陰中央テレビ ジョン放送(株)	鳥取支社 米子支社	
(株)エフエム 山陰	鳥取支社 米子支社	
(株)新日本 海新聞社		
(株)山陰中 央新報社	鳥取総局	
(株)鳥取テ レトピア		
日本海ケーブ ルネットワー ク(株)		
(株)中海テ レビ放送		
鳥取中央有線 放送(株)		

8 原子力災害医療機関

高度被ばく 医療支援セ ンター	広島大学	1 原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な原子力災 害医療に係る診療及び支援 2 原子力災害医療に関する医療機関等への高度専門教育研修等 の実施
-----------------------	------	---

原子力災害医療・総合支援センター		1 原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築 2 原子力災害時における原子力災害医療派遣チームの派遣調整等
原子力災害拠点病院	鳥取大学医学部附属病院 鳥取県立中央病院	1 原子力災害時における傷病者等の受入 2 被ばくがある傷病者等への診療等の実施 3 原子力災害医療派遣チームの受入及び派遣
原子力災害医療協力機関	別記のとおり	1 原子力災害拠点病院等が実施する原子力災害医療に対する支援 2 県等が実施する原子力災害対策等に対する支援

9 その他公的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 等	1 汚染農林水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること。 2 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力に関すること。
商工会議所 商工会 等	1 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること。
(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送に関すること。
鳥取県社会福祉施設経営者協議会 鳥取県老人福祉施設協議会 鳥取県老人保健施設協会 鳥取県児童福祉入所施設協議会	1 避難行動要支援者の輸送、避難受入についての協力に関すること。 2 避難所における専門職員の応援派遣に関すること。
学校法人 公の施設の指定管理者	1 被災者の一時受入等応急措置についての協力に関すること。

【別記】原子力災害医療協力機関

西部：済生会境港総合病院、博愛病院、山陰労災病院、米子医療センター、西伯病院、日野病院、日南病院

中部：鳥取県立厚生病院、野島病院、清水病院

東部：鳥取赤十字病院、鳥取市立病院、岩美病院、智頭病院

10 原子力規制庁

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
原子力規制事務所 (島根県松江)	原子力運転検査官	1 原子力発電所又は原子力施設の運転状況、設備の保全状況、保安規定の順守状況等について巡視検討等に関すること。

市)		2 施設敷地緊急事態発生後、施設の状況確認に関する こと。
	原子力防災専門官	1 県、米子市、境港市への防災計画等に対する指導、 助言等に関すること。 2 原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助 言等に関すること。 3 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセ ンターの立ち上げ等に関すること。
	上席放射線防災専門官	1 原子力事業者の放射線測定設備の設置・維持状況の 確認 2 緊急時モニタリング計画の作成への協力に関するこ と。 3 緊急時モニタリングの実施及び対応等に関するこ と。

※ 上記表にない中国財務局、鳥取労働局、近畿中国森林管理局、中国四国産業保安監督所、大阪航空局、中国四国管区警察局、中国総合通信局、中国四国地方環境事務所、中国四国防衛局、日本銀行、日本郵便株式会社、郵便局株式会社、米子瓦斯株式会社、社団法人鳥取県ＬＰガス協会、土地改良区については、米子市地域防災計画〔共通対策計画〕第１章第６節に定める「関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置」を参照。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法等に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 中国電力(株)の防災業務計画に関する県からの意見聴取に対する回答及び防災要員の現況等の届出の受理

- 1 市は、中国電力(株)が原災法第7条第1項に基づき作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- 2 中国電力(株)が原災法第8条第4項に基づき県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原災法第9条第5項及び第6項に基づき届け出た原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、また、原災法第11条第3項及び第4項に基づき届け出た放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から書類の写しが送付されてきた場合には受領するものとする。
- 3 市は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、中国電力(株)から事前にその計画等の報告を受けるものとする。市は、その報告を受けるに当たって、まず計画概要の報告を受け、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、県、境港市及び中国電力(株)と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、中国電力(株)から適切に報告を受けるものとする。
 - ① 島根原子力発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - ② 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規制第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更（「重要な変更」とは、炉規制法第26条第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。）
 - ③ 原子炉の廃止に伴う炉規制法第43条の3の3第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更

第3節 立入検査等

1 立入検査の実施

- (1) 県は、原災法第8条第4項に基づき届出のあった原子力防災要員の配置状況等及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策等の履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合等必要と認めたときは、国及び島根県に事前に連絡し、原災法第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な

な限度において、その職員に島根原子力発電所への立入検査（以下「立入検査」という。）を実施させること等により、中国電力㈱が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行なわれているかどうかについて確認するものとする。

（２）県は、（１）の立入検査を行う場合は、米子市及び境港市に対し、事前に通報するものとする。

（３）県は、立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要なと認める場合には、中国電力(株)に対して、適切な履行を求めるとともに、必要に応じて中国電力(株)に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。なお、県は、米子市、境港市及びその他市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

（４）市は、県が立入検査を行う場合において、必要があると認める場合には、県に同行して、安全協定第１１条第１項の現地確認（以下「現地確認」という。）を行うものとする。

２ 現地確認の実施

（１）市は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県、境港市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。

（２）市は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全を確保するため必要があると認める場合は、中国電力(株)に対して対応を求めるものとする。

第４節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

１ 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、中国電力(株)の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携等を含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者（放射線モニタリングに係る業務を除く）として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うこととされている。

２ 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

上席放射線防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うこととされている。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、市は、島根地域に設置される島根地域原子力防災協議会で要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等（以下「要配慮者」という。）対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援、原子力事業者の協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化を図るものとする。
- 2 市は、島根地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。
- 3 市は、国、県及び関係周辺市町等と協力し、島根地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。
- 4 市は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 5 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 6 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、中国電力(株)、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

（1）市と関係機関等相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、中国電力(株)その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保することを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、中国電力(株)その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

ア 中国電力(株)からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通

信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。)

イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先

情報収集先は、指定地方公共機関（都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人）等

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。)

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外への対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。)

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・整理分析及び連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・整理分析及び連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について、必要に応じ情報の収集・整理分析及び連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系等の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

また、あわせて、県が整備する防災映像配信システムを活用する等して関係機関との情報共有体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに

に情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、中国電力(株)その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような島根原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

<整備を行うべき資料>

① 島根原子力発電所に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

ア 原子力防災対策地図

イ 種々の縮尺の周辺地図

ウ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、避難行動要支援者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

エ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

オ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物、一時集結所、放射線防護対策を実施した施設に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入可能数、食糧等の備蓄状況、移動手段等の情報を含む。）

カ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

キ 拠点となる原子力災害拠点病院に関する資料（位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

③ 防護措置の判断に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の測定候補地点図、及び環境試料の採取候補地点図

ウ 線量推定計算（放射線の影響予測）に関する資料

エ 平常時環境放射線モニタリング資料

オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

カ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- ア 中国電力(株)を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。）
- イ 中国電力(株)との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
- ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

- ア 市避難誘導要領（避難経路、誘導員の配置、道路標示版等を活用した情報提供等）
- イ 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- ウ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）
- エ 避難経路図（避難所の基本情報及び周辺生活情報を含む。）

3 通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、島根原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置についても事前調整するものとする。

① 市町村防災行政無線の整備

市は、移動系防災無線及び同報系防災無線の設置を推進するものとする。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局等の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑤ 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用において、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときには、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑥ 非常用電源等の対応

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

⑦ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

（1）警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等必要な体制を整備するものとする。

（2）オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制等

市は、国から要請があった場合又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける米子市ブースの立ち上げ及び原子力災害合同対策協議会機能班への参画等が行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

（3）現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

施設敷地緊急事態が発生し、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は市長が必要と認めた場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設

置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺市、所在県、所在市、所在周辺市とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在県、所在市及び関係周辺市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び中国電力(株)の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が、必要に応じて出席することとされている。このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、所在県、所在市、関係周辺市、関係機関及び中国電力(株)等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺市、所在県、所在市、所在周辺市、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、中国電力(株)、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立ち退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとし、市は、必要に応じ、県に協力するものとする。

7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や住民等の避難退域時検査（「住民、車両、家庭動物（ペット）、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所、県外の避難所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、中国電力(株)との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

米子市の災害時応援協定の締結状況は下表のとおりである。

	協 定 の 名 称	相 手 先	締結年月日
1	災害時の相互応援に関する協定	鳥取県及び県内全市町村	平成 8 年 3 月 29 日
2	米子市及び阿南市の災害時相互応援協定	阿南市	平成 17 年 6 月 22 日
3	米子市及び河内長野市の災害時相互応援協定	河内長野市	平成 24 年 5 月 28 日
4	山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定	鳥取・島根両県及び両県全市	平成 24 年 10 月 2 日
5	中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定	松江市、出雲市、安来市、境港市、鳥取県西部町村会	平成 25 年 7 月 23 日
6	災害時の相互応援に関する協定	備後圏域連携協議会（福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市）	平成 27 年 5 月 11 日
<u>7</u>	<u>総社市・米子市災害時相互応援協定</u>	<u>総社市</u>	<u>令和 2 年 10 月 16 日</u>

※ 鳥取県西部町村会構成自治体

日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

8 オフサイトセンター

市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

9 モニタリング体制等

緊急時モニタリング〔＊〕を実施するために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンター（EMC）が設置される。EMCは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、中国電力(株)、関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておくものとする。

※〔＊〕緊急時モニタリングとは、原子力施設において、放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。

（原子力防災基礎用語集2012版）

市は、県の原子力環境センターが行う環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析、緊急時における防護措置の判断に必要なモニタリングに協力するものとする。

10 専門家の派遣要請

県は、中国電力(株)から警戒事態又は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力安全顧問に参集を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとされており、市は必要に応じ、県に対し専門家の派遣を要請するものとする。

11 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、防災資機材を整備するとともに、定期的な保全点検を行い、常に使用可能な状態に維持しておくものとする。

また、市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関、中国電力(株)と相互の連携を図るものとする。

市は、必要な資機材の種類、数量、保管方法、保管場所等について、訓練等の結果により検討を行うものとする。

第8節 避難受入活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県及び中国電力(株)の協力の下、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

また、市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は、防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、個別の市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2 避難誘導體制の整備

市は、一時集結所における誘導方法を定めた避難誘導要領を作成するとともに、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築する。

3 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

市は、地域防災センター、公民館等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、県と協力して住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するものとする。また、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、コミュニティ単位で避難するための一時集結所をあらかじめ指定しておくものとする。一時集結所は、原則、U P Z 圏に含まれる小学校区の公民館、小学校及び中学校とする。

※ 避難対象自治会及び避難所は次の一覧のとおり。

米子市民（UPZ：島根原子力発電所から概ね30km圏内）避難先一覧

大篠津公民館区＝大篠津町

自治会名	市町村	施 設 名	中学校区
御崎	鳥取市	宝木小学校、瑞穂小学校	気高中
上口			
立原	鳥取市	逢坂小学校	気高中
山口	鳥取市	鹿野学園流沙川学舎、鹿野町農業者トレーニングセンター	鹿野中
灘口			
灘浜			
清和	鳥取市	気高町コミュニティセンター（浜村地区公民館）、気高町農業者トレーニングセンター、浜村小学校	気高中
美保ヶ丘			
旭ヶ丘1区			
旭ヶ丘2区			

崎津公民館区＝葭津、大崎、大篠津町の一部、彦名町の一部、富益町の一部

自治会名	市町村	施 設 名	中学校区
崎津1区	鳥取市	青谷高等学校	青谷中
崎津2区			
崎津3区	倉吉市	倉吉市営体育センター、倉吉市営武道館	東中
崎津4区			
崎津5区			
崎津6区	倉吉市	倉吉西中学校、小鴨公民館	西中
崎津7区	倉吉市	倉吉西高等学校	西中
崎津8区	倉吉市	上小鴨小学校	西中
旧崎津9区	倉吉市	明倫公民館	西中
崎津10区	倉吉市	上小鴨公民館	西中

和田公民館区＝和田町

自治会名	市町村	施 設 名	中学校区
和田1区	倉吉市	倉吉未来中心、倉吉交流プラザ、倉吉市文化活動センター	東中
和田2区			
和田3区			
和田4区			
和田5区			
和田6区			
和田7区			

和田 8 区			
和田 9 区	倉吉市	倉吉東中学校	東中
和田 1 1 区	倉吉市	上灘小学校	東中

富益公民館区＝富益町

自治会名	市町村	施 設 名	中学校区
川上	湯梨浜町	ハワイアロハホール、保健福祉センターつわぶき荘、羽合西コミュニティー施設	湯梨浜中
上部	湯梨浜町	旧北浜中学校、羽合小学校	湯梨浜中
上中	湯梨浜町	泊小学校、泊体育館	湯梨浜中
中村	湯梨浜町	東郷小学校	湯梨浜中
下中	湯梨浜町	旧東郷中学校	湯梨浜中
南口	湯梨浜町	羽合体育館	湯梨浜中
西中	湯梨浜町	東郷湖羽合臨海公園	湯梨浜中
北口			
上新田	湯梨浜町	湯梨浜町文化会館	湯梨浜中
下新田	湯梨浜町	湯梨浜町役場講堂	湯梨浜中
西新田	湯梨浜町	はわいトレーニングセンター	湯梨浜中

彦名公民館区＝彦名町

自治会名	市町村	施 設 名	中学校区
彦名 1 区	三朝町	三朝町総合スポーツセンター	三朝中
彦名 2 区	倉吉市	倉吉農業高等学校、高城公民館	久米中
彦名 3 区			
彦名 4 区	三朝町	三朝町総合文化ホール	三朝中
彦名 5 区	倉吉市	高城小学校	久米中
彦名 6 区	倉吉市	倉吉総合産業高等学校、 上井公民館	河北中
彦名 7 区			
彦名 8 区	倉吉市	久米中学校	久米中
彦名 9 区			
彦名 9 区の 1	倉吉市	灘手小学校	東中
彦名 1 0 区	倉吉市	河北中学校	河北中
彦名 1 1 区	倉吉市	河北小学校	河北中
彦名 1 2 区	倉吉市	北谷小学校	久米中
彦名 1 3 区	三朝町	ブランナールみささ、竹田町民体育館、農林漁業者トレーニングセンター、三朝中学校寄宿舎	三朝中
彦名 1 4 区			

夜見公民館区＝夜見町

自治会名	市町村	施設名	中学校区
夜見１区	北栄町	北条小学校、北条中学校	北条中
夜見２区	琴浦町	<u>琴浦町</u> 生涯学習センター、八橋小学校、浦安小学校	東伯中
夜見３区	琴浦町	赤碕小学校、船上小学校、旧安田小学校、旧以西小学校、赤碕中学校	赤碕中
夜見４区	琴浦町	東伯文化センター、 <u>琴浦町保健センター</u>	東伯中
夜見５区	琴浦町	旧古布庄小学校	東伯中
夜見６区	琴浦町	東伯中学校	東伯中

河崎公民館区＝河崎

自治会名	市町村	施設名	中学校区
浜橋	北栄町	北条ふれあい会館	北条中
御建	北栄町	鳥取中央育英高等学校	大栄中
四軒屋			
伯母山	北栄町	大栄中学校	大栄中
芝谷	倉吉市	鴨川中学校	鴨川中
旧河崎団地東	北栄町	大栄小学校	大栄中
河崎団地西	倉吉市	旧山守小学校、関金小学校	鴨川中
河崎南	北栄町	大栄体育館、大栄ふれあい会館	大栄中
河崎新田	倉吉市	上北条小学校、西郷小学校	河北中
河崎グリーンハイツ	倉吉市	伯耆しあわせの郷	河北中

住吉公民館区＝安倍の全域及び彦名、旗ヶ崎、上後藤の一部

自治会名	市町村	施設名	中学校区
旗ヶ崎３区南	琴浦町	成美公民館、安田公民館、以西公民館、 <u>赤碕勤労者体育センター</u> 、赤碕文化センター、 <u>旧古布庄小学校</u> 、 <u>赤碕小学校</u> 、 <u>赤碕中学校</u> 、 <u>琴浦町役場分庁舎</u> 、 <u>白鳳館</u> 、 <u>旧安田小学校</u>	赤碕中
旗ヶ崎３区北	倉吉市	明倫小学校、小鴨小学校、社小学校、農村環境改善センター、倉吉養護学校、はばたき人権文化センター、倉吉福祉センター、まちかどステーション	西中

上後藤 2 区	湯梨浜町	活性化センターはまなす、中央公民館泊分館、青少年の家、漁村センター、羽衣会館、桜コミュニティ施設、中央公民館、花見コミュニティ施設	湯梨浜中
上後藤 4 区	倉吉市	社公民館、北谷公民館	久米中
安倍	倉吉市	倉吉東高等学校、成徳小学校、上灘公民館、成徳公民館、灘手公民館	東中
中ノ海 1 区	倉吉市	県立倉吉体育文化会館・体育館、上井児童センター	河北中
中ノ海 2 区			

加茂公民館区＝両三柳の一部

自治会名	市町村	施 設 名	中学校区
加茂 5 区西	琴浦町	聖郷小学校	東伯中
加茂 5 区中	琴浦町	<u>船上小学校、旧以西小学校東伯勤労者体育センター</u>	東伯中
加茂住宅	三朝町	旧西小学校寄宿舎、高勢公民館(体育館)	三朝 <u>中野</u>
三柳団地 3 区	倉吉市	上北条公民館、西郷公民館	河北中
三柳団地 4 区	倉吉市	県立農業大学校	鴨川中
三柳北	北栄町	北条体育館、北条農村環境改善センター	北条中
		大誠体育館	大栄中
浜河崎	琴浦町	農業者トレーニングセンター、 <u>平岩記念会館、赤碕ふれあい交流会館、下郷地区公民館、古布庄地区公民館</u>	赤碕中

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。特に、避難行動要支援者等の広域避難に必要な福祉車両等の確保について留意する。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の確保に努めるものとする。

原子力災害時には、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設の避難者を優先的に救助・救出するものとする。

(4) 避難先の多重確保

県は、自然災害、新型コロナウイルスのような感染症流行等により、事前に定めた

避難先が利用できなくなった場合に備え、県内に加え、広域避難にかかる応援協定に基づき、県外においても避難先を追加確保するよう努める。

さらに、県は、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れが出来ない場合には、国等に対し、その受入れが出来ない部分についての受入れの調整を要請する。

(5-4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(6-5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、国、県及び企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(7-6) 避難者支援の仕組みの整備

市は、県及び境港市と連携し、あらかじめ避難途中における避難者支援の仕組みを整備するものとする。

(8-7) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(9-8) 避難所における設備等の整備

県は、原子力災害時の避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

4 避難行動要支援者に関する措置

(1) 市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個人情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

5 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 要配慮者の安全な避難

市は、県と協力し、要配慮者の避難については、無理な避難の実施により健康リスクが高まることを防止するとともに、在宅の要配慮者については、避難に際して混乱や事故を防止し、安全かつ円滑な避難等が可能となるよう早期に対処や必要な支援等を行うよう配慮する。このため、情報の確実な伝達を行いつつ、屋内退避や放射線防護対策施設の利用等効果的な被ばくの低減及び避難手段、避難先を確保してからの避難を行うものとする。また、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、妊産婦等について、無用な被ばくを回避するよう十分配慮する等原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ① 乳幼児、妊産婦がバスを利用して避難する場合は、優先乗車等の配慮を図るものとする。
- ② 在日、訪日外国人の災害対策を充実させるため、多言語情報の提供の充実と、わかりやすい日本語の活用を行う。

また、市は、県の協力の下、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

あわせて、市は、県の助言の下、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

(2) 入院患者等の避難

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(3) 社会福祉施設入所者等の避難

介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者の安全に配慮した避難誘導體制の整備を図るものとする。

6 保育所や学校等施設における避難計画の整備

保育所や学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

7 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、外国人への対応や必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

8 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難する場合があることに留意するものとする。

9 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

10 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な人員等を確保ものとする。

11 避難所等・避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物（ペット）との同行避難等を含む。）、屋内避難の方法等について、平時から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び中国電力(株)の協力の下、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、市は、県と共同で、避難先となっている市町の協力を得て、住民に対して、具体的な避難指示の伝達方法とともに、広域避難所に指定されている施設について、平時から原子力防災ハンドブックを配架するなど周知を行うものとする。

第9節 飲食物の~~摂取制限及び出荷制限~~~~出荷制限、摂取制限等~~

1 飲食物の~~摂取制限及び出荷制限~~~~出荷制限、摂取制限~~に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の~~摂取制限及び出荷制限~~~~出荷制限、摂取制限~~に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 県が飲食物の摂取制限及び出荷制限~~出荷制限、摂取制限等~~を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、県が飲食物の摂取制限及び出荷制限~~出荷制限、摂取制限等~~を行った場合に備え、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、あらかじめ県が国と協議して定めた国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（高度被ばく医療支援センター）、広島大学（高度被ばく医療機関、原子力災害医療・総合支援センター）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送体制（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国からの整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

市は、県及び中国電力(株)と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療活動体制の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の配布及び服用が行えるよう準備しておくものとする。なお、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む）である。

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。特に、緊急配布の場合、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布、ドライブスルー方式）等、配布に要する時間を短縮する方法について検討するものと

する。

また、市は県と連携し、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望するＵＰＺ内の住民に対して、事前配布説明会及び保健所において事前配布を行う。なお、服用を優先すべき対象者へ事前配布に関する周知を積極的に進めるものとする。

- (2) 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- (3) 県は、安定ヨウ素剤の備蓄を行う学校、病院・有床診療所、社会福祉施設等に対して、医師等により安定ヨウ素剤の取扱いに関する留意点等を説明するものとする。
- (4) 市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

5 避難退域時検査体制の整備に対する協力

市は、避難退域時検査会場への円滑な避難が行えるように、県が行う避難退域時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな動線を確保するための対応に協力する。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための体制及び資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び中国電力(株)と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県及び中国電力(株)と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

8 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は、国、県警察本部、市町村、消防局等と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとする。

9 県が整備する小型無人飛行機（ドローン）を用いた情報収集

市は、県が整備する小型無人飛行機（ドローン）による災害情報の収集により、被害

情報の早期把握に努める。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報の伝達

市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

また、市は、国及び県と連携し、自然災害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

さらに、市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

また、県や米子市のホームページ、鳥取県原子力防災アプリ等の活用により、住民等に対する情報の伝達についても留意するものとする。

2 メディアの活用

市は、放送事業者（テレビ、ラジオ）、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア（SNS）等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

3 相談窓口の設置

市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 1 市は、国、県及び中国電力(株)と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥ 緊急時に、市、国、県等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑦ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
 - ⑧ 屋内退避、避難、避難退域時検査に関すること
 - ⑨ 要配慮者への支援に関すること
 - ⑩ 緊急時にとるべき行動に関すること
 - ⑪ 避難所での運営管理、行動等に関すること
 - ⑫ 飲食物の摂取制限に関すること
- 2 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 市が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者（特に避難行動要支援者）を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分配慮するよう努めるものとする。

また、避難行動要支援者の訓練参加機会を拡充し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

なお、外国人に係る災害対応として、平時から多言語による原子力防災知識の情報発信に努めるものとする。
- 4 市は、避難状況の確実な把握のため、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを住民等へ周知するものとする。
- 5 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

- 7 市は、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、原子力防災訓練への参加を促すものとする。

第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、災害対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的な人材育成と研修受講者の要員としての把握に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修の充実・強化に努めるものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器並びに環境放射線モニタリングにおける気象情報の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 資機材の取扱に関すること
- ⑪ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 市は、国、県、中国電力(株)等関係機関の支援の下、訓練環境を分析した上で、適切な訓練目的を決定して、その目的を達成するため、主要訓練項目と訓練手段を決定する。その際、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練

⑦ 周辺住民避難訓練

⑧ 人命救助活動訓練

- (2) 市は、国が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に米子市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 機能別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、中国電力(株)等関係機関と連携し、防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、国が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じて住民の協力を得て、国、県、中国電力(株)等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、中国電力(株)の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練参加住民のアンケート等により、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等原子力防災体制の改善に計画的に取り組むものとする。

市は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と島根地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかにした課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

4 教訓の反映

市は、訓練の振り返りにより得られた教訓については、計画等に反映させるとともに、次回の訓練でさらに検証し、計画を深化させ、実効性の継続的向上を行うものとする。

第17節 原子力施設上空の飛行規制

1 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置

原子力施設上空における小型無人機（ドローン）等の飛行については、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和44年7月5日付け空港第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により禁止されている。次のとおり規制されており、これにより、島根原子力発電所の敷地又は区域及びその周囲概ね300mの地域の上空においては、小型無人機等の飛行が原則禁止されている。県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。

- (1) 施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下での高度での飛行）の許可は行わないこと

2 原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行への対処等

原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行については、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」により禁止されている。県は、このことに係る周知徹底に努めるものとする。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されていないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係機関は、こうした輸送の特殊性等を踏まえた対応ができるよう備えておくものとする。

また、市は、安全協定第7条に基づく連絡（輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときを含む。）があった場合は、県と連携し、輸送の経路を管轄する市町村と連絡体制を確認するものとする。なお、原子力規制委員会が規制する核物質防護上の機微情報は公表しないものとする。

第19節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室を設置し、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ）に対して情報提供を行うものとされている。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置することとされている。
また、原子力規制委員会は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行い、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。
- ③ 警戒事態の発生を認知した場合において、当該発電所周辺の安全を確保するため必要と認めた場合には、職員の安全が確保される範囲内で県、境港市と現地確認を

行うものとする。その際、中国電力㈱の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。また、県は、原災法の施行に必要な限度において、原災法第32条第1項に基づき立入検査（以下「立入検査」という。）を行い、米子市、境港市及びその他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

- ・図3-1「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図」
- ・別表2「島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断するEAL」中の緊急事態を判断するEAL参照

（3）中国電力㈱からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 中国電力㈱の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書を送信することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する中国電力㈱への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ・表3-1「原災法における通報基準・原子力緊急事態の判断基準」

- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部に連絡するものとされている。また、国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとされており、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び関係周辺市町村に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。

- ③ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況を把握し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国及び関係地方公共団体に連絡するものとされている。

- ・図3-2「施設敷地緊急事態発生時の通報系統図」

- ④ 島根原子力発電所から①に該当する通報があった場合において、当該発電所周辺の安全を確保するため必要と認めた場合には、市の職員の安全が確保される範囲内で県、境港市と現地確認を行うものとする。その際、中国電力㈱の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。また、県は、原災法の施行に必要な限度において、原災法第32条第1項に基づき立入検査を行い、米子市、境港市及びその他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

- ・別表2「島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断するEAL」中の施設敷

地緊急事態を判断するEAL参照

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

- ① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに島根原子力規制事務所の上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて中国電力㈱に確認を行うものとする。
- ② 連絡を受けた上席放射線防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、中国電力㈱に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。
- ③ 島根原子力発電所に関し①に該当する事象が発生した場合において、当該発電所周辺の安全を確保するため必要と認めた場合には、市の職員の安全が確保される範囲内で県、境港市と現地確認を行うものとする。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。また、県は、原災法の施行に必要な限度において、原災法第32条第1項に基づき立入検査を行い、米子市、境港市及びその他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。なお、県が立入検査を行う際は、原則として、米子市及び境港市に事前に連絡するものとする。

・図3-3「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合」

(5) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され、連絡があった場合
島根県のモニタリングポストで異常値が検出され島根県からの連絡等により県がこれを覚知し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、県は、米子市、境港市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。

(6) その他、安全協定に基づき発電所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合

市は、必要と認めたときは、県、境港市と島根原子力発電所の現地確認を行うものとする。その際、中国電力㈱の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。なお、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

表 3 - 1 原災法における通報基準・原子力緊急事態の判断基準

原災法 10 条通報基準（施設敷地緊急事態）	原子力緊急事態の判断基準（原災法第 15 条）
発電所の区域の境界付近において ◆ $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の空間放射線量率を検出 (1 地点:10 分以上、または 2 地点以上:同時) ※ガンマ線が $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合は、中性子線も測定し、それらの合計の線量が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上。なお、落雷によるものを除く	発電所の区域の境界付近において ◆ $500\mu\text{Sv/h}$ 以上の空間放射線量率を検出 (1 地点:10 分以上、または 2 地点以上:同時) ※ガンマ線が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合は、中性子線も測定し、それらの合計の線量が $500\mu\text{Sv/h}$ 以上。なお、落雷によるものを除く
排気筒等の通常放出部分において、拡散後の放射能水準が ◆ 発電所の境界付近で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質の放出等 ※ 累積放出量で管理している場合には、一事象により $50\mu\text{Sv}$ 以上に相当するような放出	排気筒等通常放出場所において、拡散した後の放射能水準が ◆ 発電所の境界付近において $500\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当するような放射性物質の放出等 ※ 累積放出量で管理している場合には、一事象により 5mSv/h 以上に相当するような放出
火災、爆発等が生じ、管理区域外の場所で ◆ $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の空間放射線量率を検出 ◆ $5\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質の放出等	火災、爆発等が生じ、管理区域外の場所で ◆ 5mSv/h 以上の空間放射線量率を検出 ◆ $500\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質の放出等
発電所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から 1 m 離れた地点で ◆ $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の空間放射線量率 ◆ 放射性物質の漏えい等	発電所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から 1 m 離れた地点で ◆ 10mSv/h 以上の空間放射線量率 (1mの地点) ◆ 放射性物質の漏えい等
臨界事故の発生又はそのおそれがある状態	臨界事故の発生
原子力施設の特性を踏まえた個別の事象であって、軽水炉において制御棒の挿入による原子炉の停止ができないこと等	原子力施設の特性を踏まえた個別の事象であって、軽水炉においてホウ酸水を注入する等の操作によって原子炉の停止ができないこと等

次頁以降に掲げる図 3-1、図 3-2、図 3-3 及び図 3-4 における指定地方公共機関、指定公共機関（一部）は、次のとおりとする。

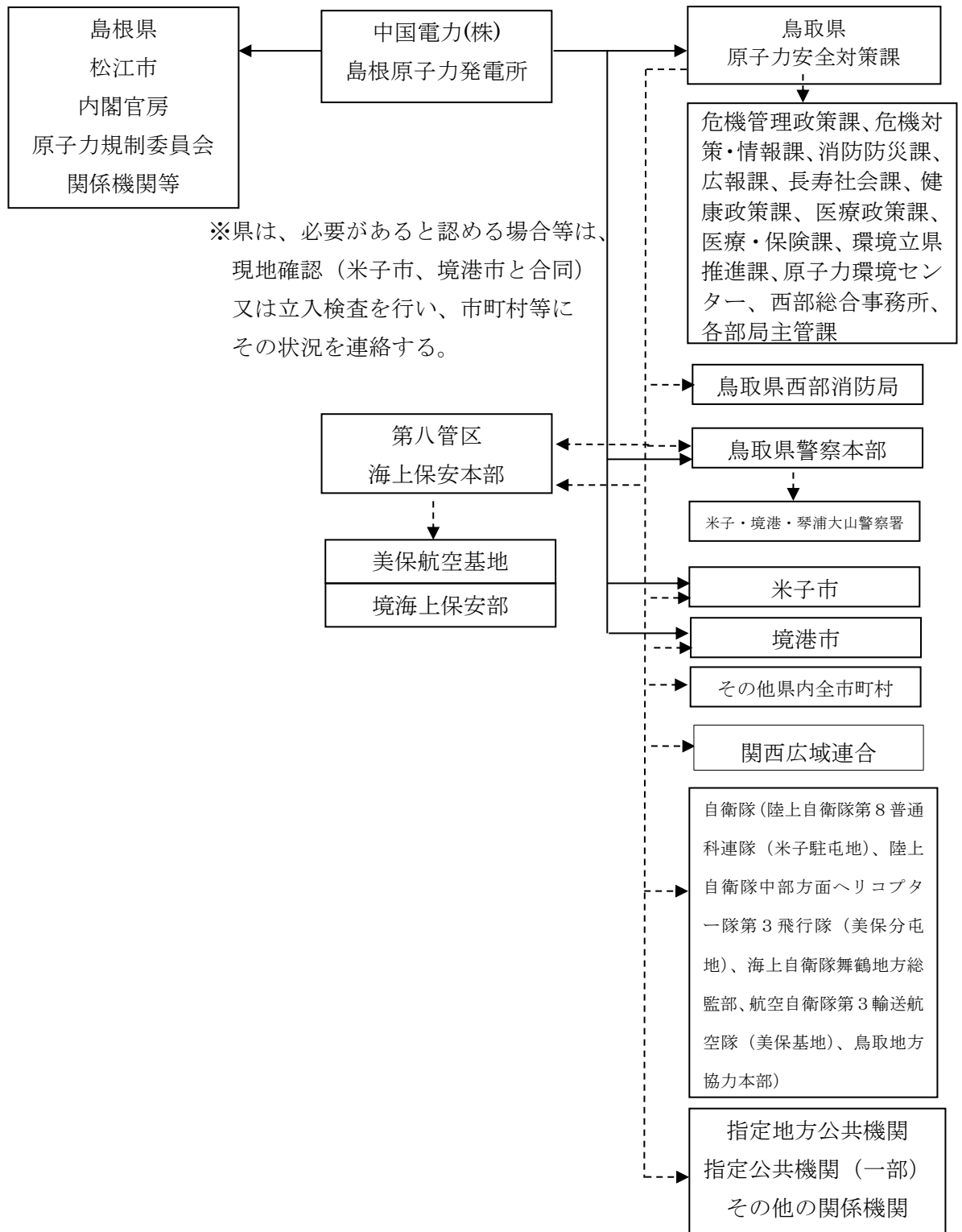
○指定地方公共機関

公益社団法人鳥取県医師会、一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県助産師会、一般社団法人鳥取県薬剤師会、公益社団法人鳥取県看護協会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、一般社団法人鳥取県バス協会、日ノ丸自動車株式会社、日本交通株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社、株式会社山陰放送、山陰中央テレビジョン放送株式会社、株式会社エフエム山陰、日ノ丸西濃運輸株式会社鳥取支店、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、株式会社新日本海新聞社、若桜鉄道株式会社、一般社団法人鳥取県トラック協会、株式会社山陰中央新報社鳥取総局、一般社団法人鳥取県 LP ガス協会、鳥取県農業協同組合中央会、智頭急行株式会社、日本海ケーブルネットワーク株式会社、株式会社テレトピア、株式会社中海テレビ放送、鳥取中央有線放送株式会社

○指定公共機関（一部）

西日本高速道路株式会社中国支社、日本通運株式会社鳥取支店、西日本旅客鉄道株式会社米子支社、日本貨物鉄道株式会社米子営業所、西日本電信電話株式会社、NTT フィールドテクノ中国支店鳥取営業所、株式会社 NTT ドコモ中国支店鳥取支店、NTT コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、日本赤十字社鳥取県支部、日本放送協会、中国電力株式会社鳥取支社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）、日本郵便株式会社鳥取中央郵便局、日本銀行鳥取事務所

図 3 - 1 施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図



※その他の関係機関については、特に必要な場合のみ連絡

図 3 - 2 施設敷地緊急事態発生時の通報系統図

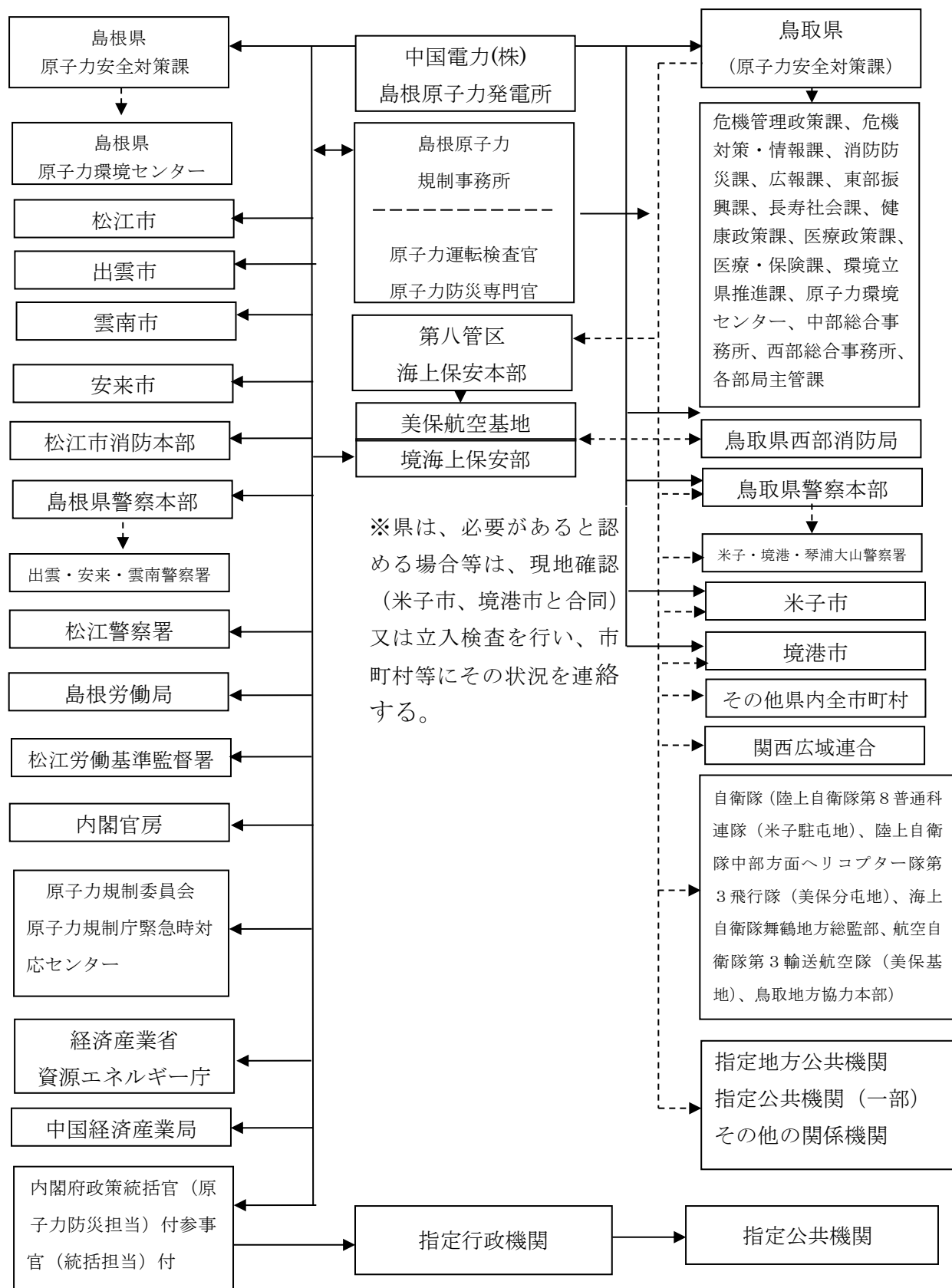
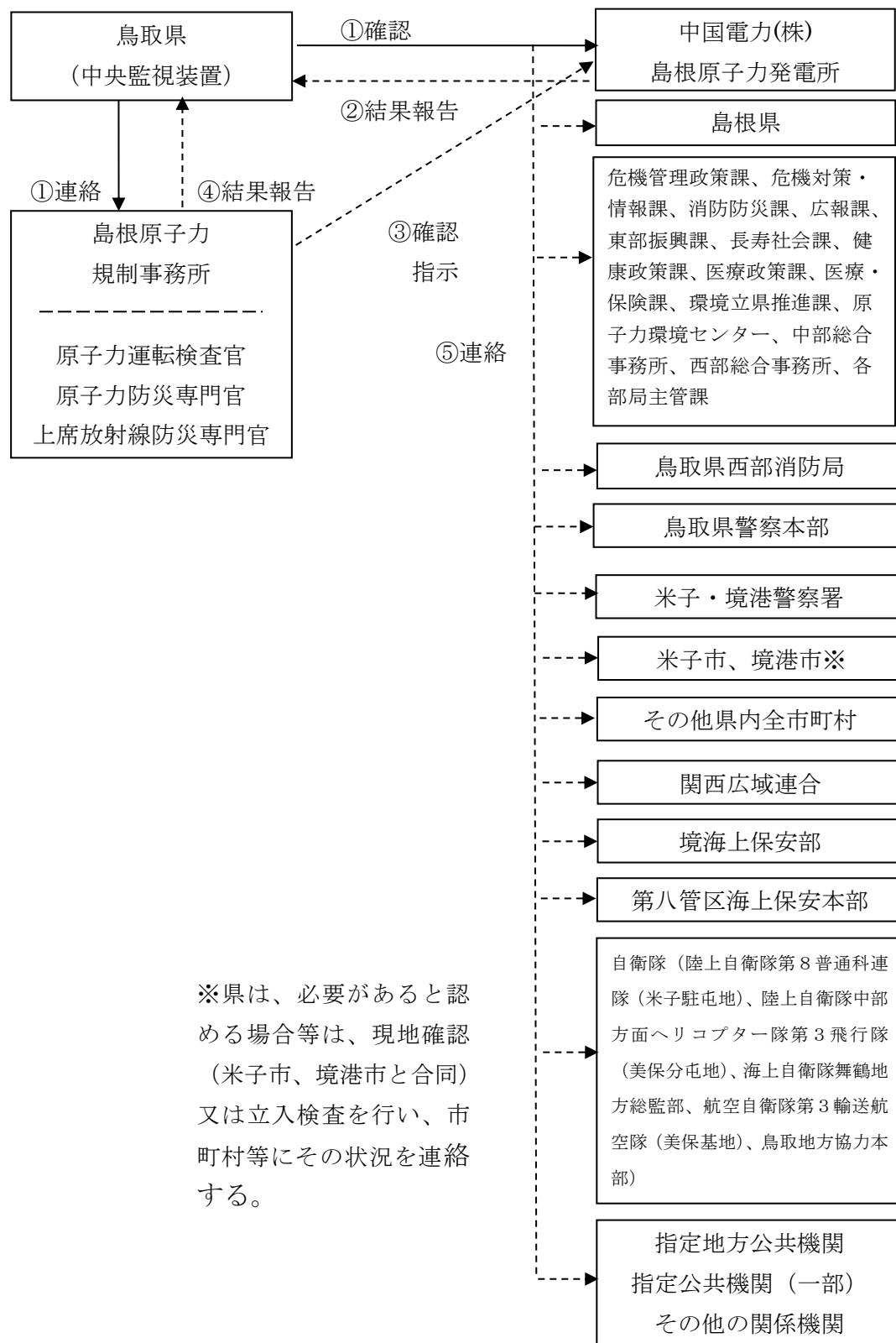


図 3 - 3 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合



※県は、必要があると認める場合等は、現地確認(米子市、境港市と合同)又は立入検査を行い、市町村等にその状況を連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされている。また、原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に関する中国電力(株)への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等において、要請内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

・施設敷地緊急事態要避難者の数および内訳並びに避難の方針

・避難ルート、避難先の概要

・移動手段の確保見込み

・その他必要な事項

- ~~② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。~~

- ③ 市は、国（原子力防災専門官を含む。）及び県から情報を得るとともに、中国電力(株)等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

- ④ 市は、県、関係周辺市及び指定地方公共機関との間において、中国電力(株)及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

- ⑤ 市、県及び関係周辺市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

- ⑥ 市は、オフサイトセンターに立ち上げられる機能班及び市ブースにそれぞれ職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

市は、国が現地事故対策連絡会議を開催する場合には、県ブースに配置する職員をもって出席するものとする。

また、市ブースに配置した職員に対し、市が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとし、オフサイトセンターにおいて関係地方

公共団体等と応急対策活動の状況等の共有及び必要な調整を行うものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 中国電力(株)の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書を送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に関する中国電力(株)への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

市は、国の原子力災害現地対策本部、県、指定公共機関、関係周辺市町、所在県、所在市、所在周辺市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、国が合同対策協議会を開催する場合には、市ブースに配置する職員をもって出席するものとする。

- ③ 市は、市ブースに配置した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとし、オフサイトセンターにおいて関係地方公共団体等と応急対策活動の状況等の共有及び必要な調整を行うものとする。

- ④ 関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

・ P A Z 内の避難者の数および避難の方針

・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針

・ 避難ルート、避難先の概要

・ 移動手段の確保見込み

・ その他必要な事項

- ~~④ 原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が、相互に協力して作成した P A Z 内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や国~~

~~の原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。~~

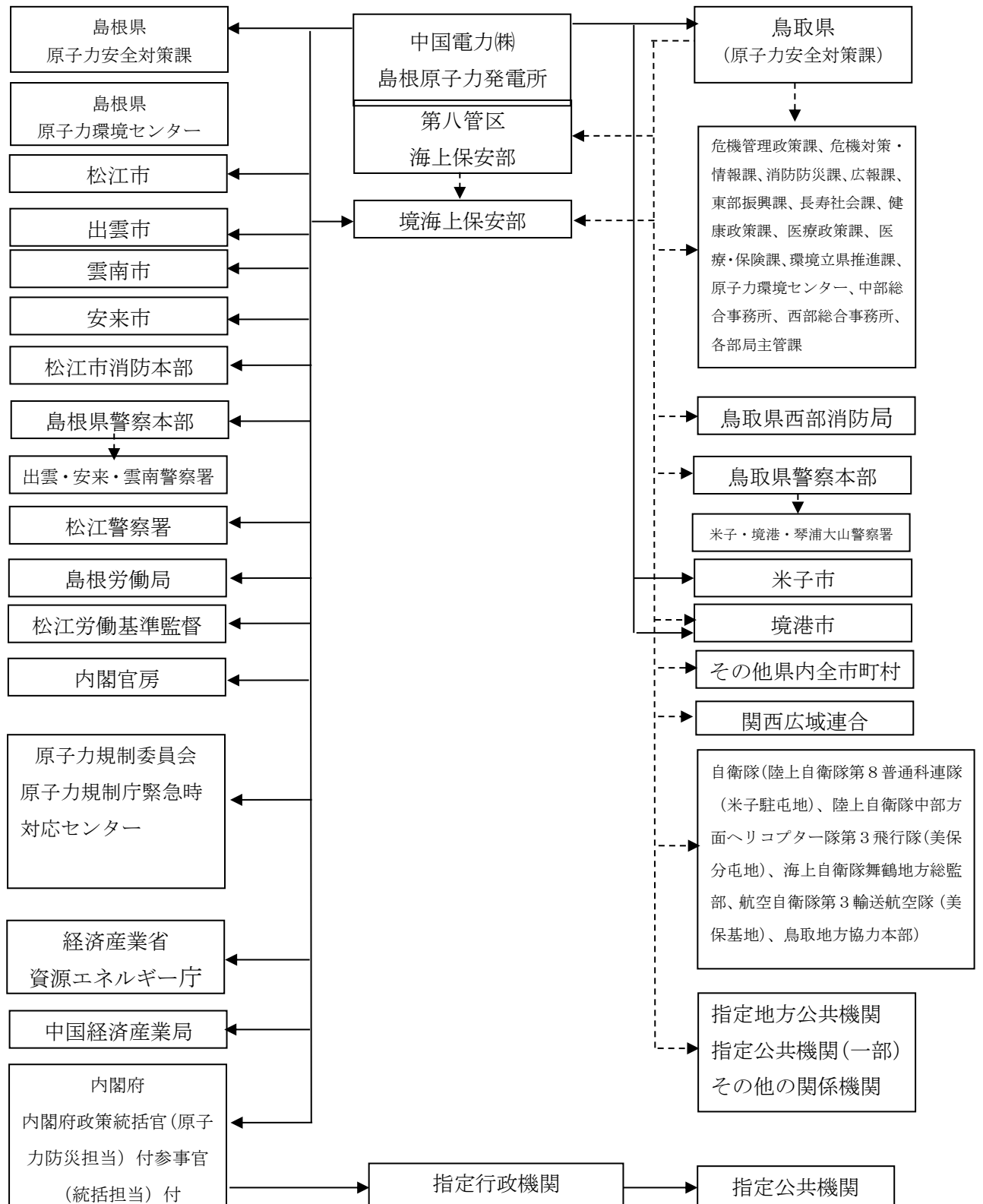
- ⑤ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

・別表２「島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断するEAL」中の全面緊急事態を判断するEAL参照・

- ⑥ 連絡系統図

図３－４「全面緊急事態時の通報系統図（島根原子力発電所）」のとおり

図 3 - 4 全面緊急事態時の通報系統図



3 一般回線が使用できない場合の対処

国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール、等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、市は県と連携して別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 原子力災害対策のための警戒態勢

① 警戒態勢

市は、情報収集事態又は警戒事態の発生を認知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び中国電力(株)等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のため、あらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

② 情報の収集

市は、警戒事態発生を認知した場合、災害警戒本部を設置し、県、原子力防災専門官、中国電力(株)等から情報等を得る等関係機関との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、国等から要請があった場合、オフサイトセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。

④ 国等との情報の共有等

市は、施設敷地緊急事態が発生し、オフサイトセンターに職員を派遣した場合、当該職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑤ 警戒態勢の解除等

警戒態勢の解除又は警戒態勢からの体制移行は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力施設の事故等が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

イ 災害対策本部に移行したとき

(2) 災害対策本部の設置等

- ① 市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として副市長及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣するものとする。
- ② 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。
- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき
- (3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等
- 災害対策本部等の組織、構成、配備体制（参集方法）、所掌事務等を定める。なお、これらに定めのない事項については、米子市地域防災計画共通対策計画の定めによるほか、必要に応じて本部長が指示するものとする。
- ・ 図 3－5 「米子市災害対策本部組織編成図」
 - ・ 図 3－6 「災害対策本部の所掌事務」

図3-5 米子市災害対策本部組織編成図

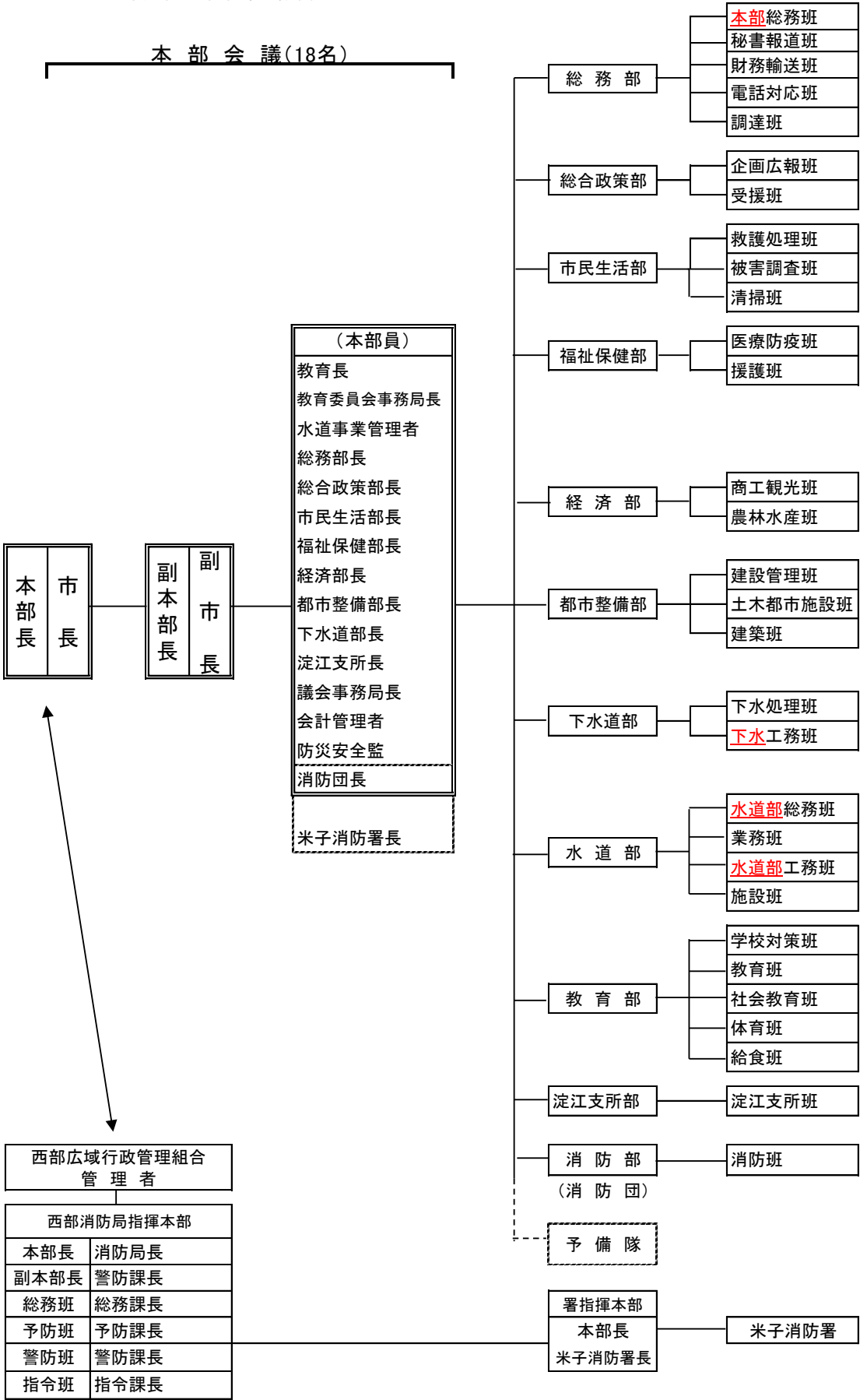


図3-6 災害対策本部の所掌事務

部名(担当本部員)	班 名	班 長	班 員	所掌事務
総務部 (総務部長)	本部総務班	○防災安全課長 職員課長 調査課長	防災安全課員 職員課員 調査課員	1 本部会議に関する事。 2 災害対策の総合企画に関する事。 3 災害対策本部の事務局に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 自衛隊への派遣要請に関する事。 7 民間団体等への応援要請に関する事。 8 指揮指令の伝達に関する事。 9 本部員の動員に関する事。 10 鳥取県災害対策本部への連絡に関する事。 11 防災行政無線に関する事。 12 各部間の協力援助、連絡調整に関する事。 13 避難指示等に関する事。 14 災害救助法第30条第1項の規定により市長が行うこととされた救助の実施に係る事務に関する事。 15 水難救護法に関する事。 16 被災者生活再建支援に関する事。 17 被害状況の取りまとめ及び記録に関する事。 18 被害状況の報告に関する事。 19 気象に関する情報の収集伝達に関する事。 20 備蓄保存食品及び物品に関する事。 21 備蓄保存飲料水に関する事。 22 自動車以外の輸送力確保に関する事。 23 部内の連絡調整に関する事。 24 市消防団との連絡調整に関する事。 25 原子力事故対策会議に関する事。 26 オフサイトセンター及び原子力合同対策協議会に関する事。 27 防護対策実施上の企画調整に関する事。 28 本部要員の装備用具に関する事。 29 原子力防災資機材の確保に関する事。 30 避難地区住民の運送の協力に関する事。
	秘書報道班	秘書広報課長	秘書広報課員	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞い、視察に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 災害の広報に関する事。(市ホームページ、SNSによるもの)
	財務輸送班	○総務管財課長 財政課長	総務管財課員 財政課員	1 災害に関する予算その他財政措置に関する事。 2 市有財産の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅建設用地の確保に関する事。 4 輸送用車両の調達及び配車計画に関する事。 5 輸送関係者の動員に関する事。 6 輸送機関への連絡及び輸送推進に関する事。 7 市有自動車の集中管理に関する事。 8 被災者救済用物資等の輸送に関する事。 9 要配慮者の移送に関する事。 10 被災者等に対する食糧等の運搬供給に関する事。 11 被災者及び災害応急対策従事者への給食の運搬、支給に関する事。
	電話対応班	○生活年金課長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長 監査委員会事務局長	生活年金課員 選挙管理委員会事務局員 農業委員会事務局員 監査委員会事務局員	1 市民等からの問い合わせ、苦情等に関する処理及び担当班への処理依頼に関する事。 2 市議会との連絡調整に関する事。
総務部 (会計管理者)	調達班	○会計課長 契約検査課長	会計課員 契約検査課員	1 救済用物資の調達に関する事。 2 炊き出し用副食の調達に関する事。 3 災害時に係る物品の納入に関する事。

総合政策部 (総合政策部長)	企画広報班 受援班	○総合政策課長 都市創造課長 情報政策課長 地域振興課長 交通政策課長	総合政策課員 都市創造課員 情報政策課員 地域振興課員 交通政策課員	1 災害の広報に関すること。(庁内連絡を含む。市ホームページ、SNSによるものを除く。) 2 報道機関への広報に関すること。 3 受援に係る総合調整に関すること。 4 災害ボランティアの受け入れに関すること。
市民生活部 (市民生活部長)	救護処理班	○市民課長 保険課長	市民課員 保険課員	1 救護所の設置に関すること。 2 死傷病者の収容に関すること。 3 遺体の捜索に関する関係機関との連携に関すること。 4 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 5 被災者の世帯構成等の確認に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。
	被害調査班	○固定資産税課長 市民税課長 収税課長 人権政策課長 男女共同参画推進課長	固定資産税課員 市民税課員 収税課員 人権政策課員 男女共同参画推進課員	1 被害家屋の情報収集に関すること。 2 罹災証明に関すること。 3 災害情報の収集に関すること。 4 被災宅地危険度判定業務の補助に関すること。 5 他の部・班に属さない被害調査に関すること。 6 被災者の減免等の措置に関すること。
	清掃班	○クリーン推進課長 環境政策課長	クリーン推進課員 環境政策課員	1 被災地域の環境パトロールに関すること。 2 被災地域の廃棄物の収集及び処理に関すること。 3 廃棄物処理業者との連絡調整に関すること。 4 災害廃棄物の処理に関すること。 5 仮設トイレの調達・設置に関すること。 6 緊急時モニタリングセンターへの協力に関すること。 7 モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること。
福祉保健部 (福祉保健部長)	医療防疫班	健康対策課長	健康対策課員	1 鳥取県西部医師会、鳥取県西部歯科医師会、医療機関、助産機関等との連絡調整に関すること。 2 医療関係者の動員に関すること。 3 医療班の編成に関すること。 4 応急医療資材の調達に関すること。 5 感染症患者等に対する措置、消毒等防疫に関すること。 6 医療機関及び衛生施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 7 被災者の健康維持に関すること。 8 医療機関の食品等の確保状況の把握に関すること。 9 医療ボランティアの要請に関すること。 10 県が行う安定ヨウ素剤の配布、投与の協力に関すること。
	援護班	○福祉課長 長寿社会課長 福祉政策課長 障がい者支援課長 子育て支援課長 こども相談課長	福祉課員 長寿社会課員 福祉政策課員 障がい者支援課員 子育て支援課員 こども相談課員	1 被災者援護の一般事務に関すること。 2 応急仮設住宅の管理及び収容者の選定に関すること。 3 救済用物資及び救済資金に関すること。 4 社会福祉施設や児童福祉施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。災害ボランティアの受入に関すること。 5 被災者高齢者等の生活支援事業に関すること。 6 災害援護資金の貸付けに関すること。 7 母子・寡婦福祉資金の貸付けに関すること。 8 要配慮者の避難誘導に関すること。 9 福祉機関の食品等の確保状況の把握に関すること。 10 高齢者、障がい者等の災害直後の安否確認及び避難所等への収容に関すること。 11 保育園児、幼児園児の避難及び安全措置に関すること。

経済部 (経済部長)	商工観光班	○経済戦略課長 商工課長 観光課長	経済戦略課員 商工課員 観光課員	1 商工業及び観光施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災商工業者の融資に関すること。 3 災害に関連した失業者の対策に関すること。 4 応急援助及び応急復旧に必要な労働力の供給に関すること。 5 温泉施設等による入浴機会の確保に関すること。 6 災害時における観光客の避難、救助等安全対策に関すること。 7 その他応急商工対策に関すること。
	農業水産班	○農林課長 水産振興室長	農林課員 水産振興室員	1 農作物、畜産、水産関係の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災農家の営農指導に関すること。 3 被災農家、魚家の融資等に関すること。 4 農業機関との連絡調整に関すること。 5 応急食料(備蓄保存食品を除く)及び炊出し用食糧(主食)の調達に関すること。 6 家畜防疫に関すること。 7 死亡獣畜の処理に関すること。 8 その他の農業、畜産、水産、林業の応急対策に関すること。 9 農地、農業用施設及び山林関係の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 10 農業用施設の応急措置に必要な資材等の調達に関すること。 11 被災地籍の復元及び調査に関すること。
都市整備部 (都市整備部長)	建設管理班	建設企画課長	建設企画課員	1 土木建設用資機材の調達、保管及び配給に関すること。 2 米子自動車道、山陰自動車道、国道等の被害状況の把握に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 4 建設機械等の配備計画に関すること。 5 土木建設関係業者の動員に関すること。 6 機械資機材の保有状況の把握に関すること。 7 応急仮設住宅の建設用地(都市公園等)の確保に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 被災者住宅再建支援に関すること。
	土木都市施設班	○都市整備課長 道路整備課長	都市整備課員 道路整備課員	1 道路、橋りょう、堤防等の公共土木施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害跡地障害物の除去及び整理に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 4 建設機械等の配備計画に関すること。 5 土木建設関係業者の動員に関すること。 6 都市公園施設、緑地及び都市計画施設の災害対策、被害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 7 応急仮設住宅の建設用地(都市公園等)の確保に関すること。 8 被災宅地危険度判定業務に関すること。 9 その他の応急土木対策に関すること。
	建築班	○営繕課長 建築相談課長 住宅政策課長	営繕課員 建築相談課員 住宅政策課員	1 避難所、救護所、仮設住宅等の建築及び修繕に関すること。 2 市営住宅及び市有建築物の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害救助法の規定による住宅の応急修理に関すること。 4 公営住宅及び民間賃貸住宅の確保に関すること。 5 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 6 被災者住宅再建支援に関すること。
下水道部 (下水道部長)	下水処理班	○施設課長 下水道営業課長	施設課員 下水道営業課員	1 下水道建設業者の動員に関すること。 2 下水道施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 雨水排水施設の管理に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	下水工務班	○整備課長 下水道企画課長	整備課員 下水道企画課員	1 下水道工事現場の災害対策及び被害調査に関すること。 2 下水道施設、工事現場の応急措置に関すること。 3 農業集落排水施設の被害調査、災害対策及び応急措置に関すること。

水道部 (水道事業管理者)	水道部総務班	○総務課長 計画課長	総務課員 計画課員	1 職員、応援者の配給及び待機場所に関する事。 2 応急措置に必要な資機材等の調達に関する事。 3 他都市の応援に関する事。 4 記録・報道に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。
	業務班	○営業課長 境港営業所長	営業課員 境港営業所員	1 水道施設の被害調査に関する事。 2 災害情報の収集及び車両等による広報に関する事。 3 飲料水等の供給に関する事。
	水道部工務班	○給水課長 施設課長	給水課員 施設課員	1 水道施設の災害対策及び応急措置に関する事。 2 臨時共用栓の設置に関する事。 3 工事業者の作業隊編成及び活動計画に関する事。
	施設班	○浄水課長 水質管理課長	浄水課員 水質管理課員	1 水源施設の被害調査、災害対策及び応急対策に関する事。 2 取水及び配水状況の伝達に関する事。
教育部 (教育委員会事務局長)	学校対策班	教育総務課長	教育総務課員	1 学校教育施設の災害対策、被害調査及び応急措置に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。
	教育班	学校教育課長	学校教育課員	1 児童、生徒の避難に関する事。 2 被災児童生徒の調査及び援護に関する事。 3 学用品の確保及び配給に関する事。 4 被災児童、生徒の教育に関する事。 5 被災学校の児童、生徒の応急教育に関する事。 6 一時集結所の開設及び管理に関する事。 7 避難者の誘導収容に関する事。 8 避難収容者への指示伝達に関する事。
	社会教育班	○生涯学習課長 文化振興課長	生涯学習課員 文化振興課員	1 社会教育施設及び文化財の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事。 2 公民館管内の緊急災害対策に関する事。 3 公民館管内の災害情報の連絡、収集に関する事。 4 一時集結所の開設及び管理に関する事。 5 避難者の誘導収容に関する事。 6 避難収容者への指示伝達に関する事。 7 災害時の文化財の保護に関する事。
	体育班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課員	1 体育施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事。 2 一時集結所の開設及び管理に関する事。 3 避難者の誘導収容に関する事。 4 避難収容者への指示伝達に関する事。
	給食班	学校給食課長	学校給食課員	1 学校給食センターの被害調査及び学校給食の応急対策に関する事。 2 炊き出しに関する事。 3 給食用燃料、器具等の調達整備に関する事。
淀江支所 (淀江支所長)		○地域生活課長 淀江振興課長 地積調査課長	地域生活課員 淀江振興課員 地積調査課員	1 支所管内の情報収集及び情報伝達に関する事。 ※ただし、各職員にあたっては「事務分担」に基づいた本庁の主管課の災害時の所掌事務の補助にあたることもでき、災害対応上不都合な事項があれば、総務部総務班が調整等を行う。
消防団 (消防団長)	消防班	消防副団長	消防団員	1 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事。 2 交通規制及び立入制限に対する協力に関する事。 3 警察が行う治安維持に対する協力に関する事。

※ 避難所運営については、災害の規模に応じて必要と認める場合は、避難所開設地区に居住している職員を配置するものとする。

※ 一時集結所運営にあたる職員については、全庁的に動員し対応するものとする。

※ 人員が各班のみで不足する場合は、所属部で対応し、所属部で対応が困難な場合は、他部に応援を求めるものとする。

※ ○印は、同一班に班長が複数いる場合に、取りまとめるの中心となる者を表すものとする。

※ 部内局長等は、所管する課等に係る所属部の担当本部員を補佐するものとする。

(4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

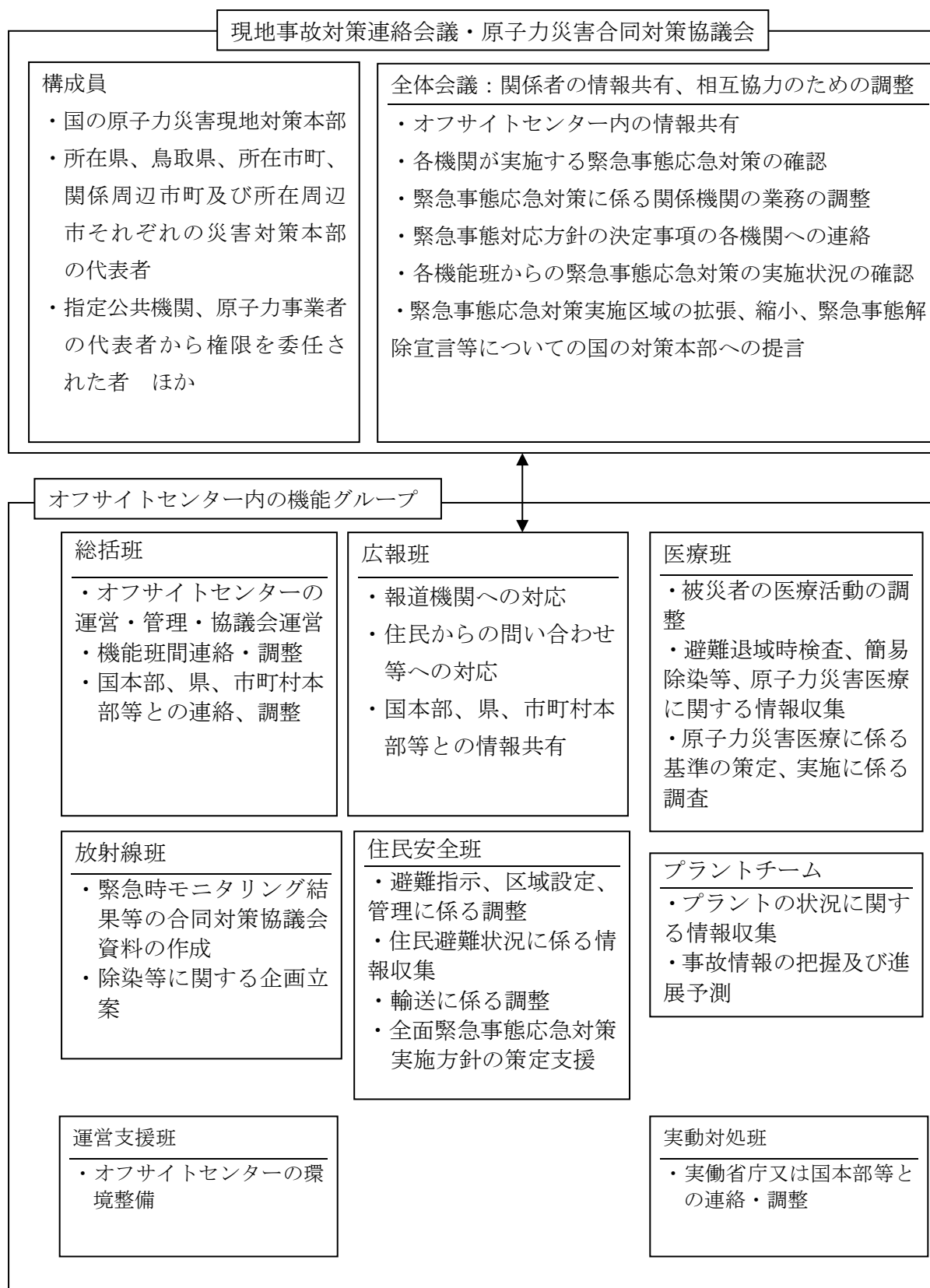
2 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席等

オフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議、又は原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊

急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

- ・図３－７「現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」

図３－７ 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の組織、構成員



また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療機関情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生 of 通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力安全顧問に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めるとともに、必要に応じて鳥取県原子力安全顧問に対して参集を要請するものとされているが、市は必要に応じ、県に対し専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

緊急消防援助隊の要請については、鳥取県緊急消防援助隊受援計画によるものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。特に、連絡員としての役割を担う職員派遣を積極的に要請し、派遣された連絡員を通じて関係機関と相互に状況を共有し、迅速な対応につなげるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

市長は自衛隊の災害派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、自衛隊の派遣要請について申請するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、知事に対し、撤収について申請するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、~~原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、~~国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、県と協力し、~~初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、~~国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現地指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

- ① 災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- ② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護措置

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。緊急時の防災業務関係者の放射線防護は、「原子力災害対策指針」によるものとする。

◎ 防災業務関係者の防護措置

防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。さらに、輸送手段、連絡手段の確保が必要である。

また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。
(原子力災害対策指針)

- ② 市は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行い、職員への放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去を行うものとする。

- ③ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ、県等関係機関に対し、除染、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定等の医療措置を要請するものとする。

(4) 安全対策

- ① 市は、県と連携し、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ② 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び中国電力(株)と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を以下のとおり実施するものとする。

ただし、事態の進展等に応じ、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなった区域も同様に対応することとする。

なお、複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、第4章の複合災害の対応をとるものとする。

- (1) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うものとする。その際、県から住民避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう要請があった場合は、協力するものとする。
- (2) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の受入れを行うものとする。また、市は、PAZ内の避難の実施に合わせ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

併せて、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、国及び県と緊密な連携を行うものとする。

一方で、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

原子力災害合同対策協議会等は、県及び関係周辺市が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県及び関係周辺市はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

- ・ U P Z 内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

- (3) 放射性物質が放出された後は、国の原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、緊急事態の状況により、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき県及び関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国の原子力災害対策本部が指示を行うに当たり、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- (4) 県は、住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て確保するものとする。県は、緊急事態応急対策の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。
- (5) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難支援ポイント、避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国の原子力災害現地対策本部、県等に対しても情報提供するものとする。
- (6) 市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部、県等に対しても情報提供するものとする。
- (7) 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合等、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう求めるものとする。また、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

- (8) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物（ペット）との同行避難を呼びかけるものとする。
- (9) 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。
- (10) 市は、県と連携し、避難又は屋内退避等の実施にあたり、自宅での屋内退避が困難な場合等には、コンクリート屋内退避施設の利用を検討するものとする。

2 屋内退避

市は、施設敷地緊急事態発生時には、今後の事態の進展により屋内退避を行う可能性がある旨をUPZ内の住民等に伝え、屋内退避に必要な準備を促すものとする。

また、県及び市は、全面緊急事態に至った場合、屋内退避中の住民に対し、安全確保のため、防災行政無線、原子力防災アプリ、ホームページ、広報車等により必要な情報提供を行うものとする。

なお、実動組織等の支援を得ながら、屋内退避中の住民等からの緊急の物資供給要請又は救出要請に対応できる体制について検討するものとする。

3 避難所等

- (1) 市は、緊急時に必要に応じ、県が開設する指定避難所及び避難支援ポイント、避難退域時検査等の場所の開設、住民等に対する周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。
- (2) 市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。
- (3) 市は、県の協力の下、避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じ、避難所における家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 市は、県の協力の下、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、性別によるニーズの違い等男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 市は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 市は、県の協力の下、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。
- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

4 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等を考慮し、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入が必要であると判断した場合において、原則として、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を当該市町村に代わって行うものとする。
- (4) 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不

可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うこととされている。

5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、中国電力(株)と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等(避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)を避難所に受入するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、主要経路から避難退域時検査会場へ確実に誘導を行った上で避難退域時検査を実施し、検査結果に応じて、O I Lに基づく簡易除染を行うものとする。

また、必要に応じて、避難車両に対する検査を先行して行うため、主要経路上で避難退域時検査(車両検査先行実施)を行うものとする。なお、この検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者及びその車両については、体調等が悪化しないように避難所に併設された避難退域時検査会場等で健康上の配慮を行いつつ検査を行うなど十分配慮するものとする。主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する避難所併設の避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとされているが、市は、必要に応じ、県に協力するものとする。

6 避難途中の住民に対する支援の実施

県は、避難途中の住民に、原子力防災アプリ、道路情報版等により必要な情報を提供する。また、避難退域時検査会場等に併設した避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報、物資やW i - F i (無線LAN) スポットの提供等の支援を行うものとする。

7 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として原子力規制委員会がその必要性を判断し、判断を踏まえ、原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することとされている。
- (2) 市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用指示を行うとともに、併せて事前配布を受けている住民への服用指示を行うものとする。

なお、可能な限り、薬剤師等の医療専門職が関与する体制で配布・服用を行うもの

とする。

8 要配慮者等への配慮

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、避難所への優先的入所や応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。特に避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に屋内退避させるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

なお、要配慮者については、きめ細やかな対応等について、配慮するものとする。

- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関は、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや、避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや、避難又は他の社会福祉施設等への転院等を判断するものとする。入所者又は利用者等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。
- (4) 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難指示や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

9 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、児童生徒等の保護者への引き渡し等が完了する前に避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に児童生徒等を避難させるものとする。また、児童生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき児童生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

11 観光客等一時滞在者の避難等

県及び市は観光客等の一時滞在者に対し、警戒事態において早期の帰宅等を呼びかける。

12 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効性を上げるための措置

市は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域〔*〕又は避難の勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効性を上げるために必要な措置をとるものとする。

〔*〕原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定される警戒区域をいう

13 食糧、生活関連物資等の供給

- （1）市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、乳幼児、妊産婦及び食物アレルギーのある方、世代、性別による男女のニーズの違い等にも配慮し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の事情を考慮する。

- （2）市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び県を通じて国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

- （3）市及び県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難での必要がある場合には国（物資関係省庁）又は国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

- （4）県は、被災市町村における備蓄物資等が不足する等緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認める等、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、県と連携し、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の~~摂取制限及び出荷制限~~~~出荷制限、摂取制限等~~

- 1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の~~摂取制限及び出荷制限~~~~出荷制限、摂取制限~~を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。市は、~~県と連携し~~、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の~~摂取制限及び出荷制限~~~~出荷制限及び摂取制限~~を実施するものとする。
- 2 国はO I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に~~より応じて~~、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等~~における~~検査計画の策定・検査~~の実施を指示・要請するものとされている。~~国は、~~当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。~~~~実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。~~

~~県市~~は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施するものとする。また、市は、国~~及び県~~の指示及び要請に基づき、~~県と連携し~~、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な~~摂取制限及び出荷制限~~~~出荷制限、摂取制限~~を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位及び範囲

市は、県と協力し緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、下表の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

・表3－2「緊急輸送の順位及び範囲」

表3－2 緊急輸送の順位及び範囲

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病者
第2順位	・避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測の	・避難者 ・緊急事態応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対

	ための専門家・資機材の輸送	策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員）及び資機材
第3順位	・緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・緊急事態応急対策要員 （第2順位を除く国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員）及び資機材
第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・コンクリート屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食糧、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・その他緊急事態応急対策のために必要な輸送	

（２）緊急輸送体制の確立

① 市は、県と協力し、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

なお、避難者の輸送にあたっては、自家用車、バス等準備車両による避難を中心とするが、補完手段として鉄道、船舶、航空機、ヘリコプター等を確保し、輸送手段の複層化を図るものとする。県はこれら輸送手段の特性、種別、数量等を総合的に判断し、輸送手段の配分を決定するものとする。

② 市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町村に支援を要請するものとする。

・表３－３「緊急輸送にかかる応援機関」

表３－３ 緊急輸送にかかる応援機関

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	西日本旅客鉄道(株)	・中国運輸局鳥取運輸支局（本庁舎）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会、自衛隊	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、中国地方５県バス協会、自衛隊	・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請 ・「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、中国地方５県バス協会に協力を要請
	関西広域連合内の各府県バス協会	・「バスによる災害時における緊急輸送に関する協定」に基づき要請

陸路（福祉車両）	中国地方５県タクシー協会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊	・「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、中国地方５県タクシー協会に協力を要請
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶	中国運輸局鳥取運輸支局（境庁舎）に対するあっせん又は調整の要請
	海上保安部・海上保安署所属巡視船艇 海上自衛隊所属艦艇	
空路（航空機）	自衛隊所属航空機 第八管区海上保安本部航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊のヘリコプター	

③ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等~~の場~~において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

２ 緊急輸送のための交通確保

（１）交通の確保

市の道路管理者は、交通規制にあたる警察等と、原子力災害合同対策協議会~~の場~~において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

（２）運転手等の安全確保

市は、県、国等が行う運送事業者から派遣された運転手等の被ばく管理や資機材等の提供等について可能な範囲で協力するものとする。

第８節 避難経路の確保

１ 避難の円滑化

県は、県警察及び道路管理者と連携し、避難経路上において円滑な避難を阻害する要因を早期に排除するとともに、主要交差点等の交通要所における交通誘導、信号機操作等により、避難の円滑化に努めるものとする。この際、道路監視カメラ等の情報により交通状況を把握するとともに、必要に応じて、道路情報版による案内、道路監視カメラ情報の提供等を行うものとする。

２ 避難経路の確保体制

市は、避難の円滑化、道路等の復旧、除雪等について関係機関と緊密に連携するものとする。このため、平素から連携体制を確認するとともに、連絡員を相互に派遣するなど情報共有体制を整えるものとする。

県は、広域迂回等については、道路管理者、関係府県警察と調整するとともに、国に

実施について協力を要請するものとする。

3 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧

県及び市は、避難計画で避難経路としてあらかじめ定めたそれぞれが管理する道路が、自然災害等により使用できない場合は、代替経路を設定するとともに復旧作業を実施するものとする。

また、市が管理する道路以外の道路については、市と緊密な連携の下、道路管理者に被害状況の把握、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を要請し、早期の交通確保等に努めるものとする。

4 降雪時の避難経路の確保

市は、市が管理する道路について冬季の円滑な道路交通を確保するため、除雪計画を定め、これに基づき、降雪時において除雪、広域迂回等を行う除雪体制を早期に構築し、迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努めるものとする。

また、市が管理する道路以外の道路については、市と緊密な連携の下、道路管理者に除雪計画に基づく適切な除雪、凍結防止等の対策を要請し、冬期間の交通の確保等に努めるものとする。

第9.8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、県又は中国電力(株)その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、災害の状況等から救助・救急及び消火活動について応援が必要と認められるときは、県に応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 緊急消防援助隊の要請については、鳥取県緊急消防援助隊受援計画によるものとする。

2 医療活動等

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急時被ばく医療等の実施について、県から協力依頼があった場合は、協力するものとする。

第10.9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備するものとする。

なお、広報活動の際には、外国人、高齢者、障がい者等に情報が的確に伝わるよう配慮するものとする。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

(2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

広報の内容については、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

○ 市が行う広報事項

ア 原子力災害時には、状況に応じて、次の事項を広報する。

- ① 市（災害対策本部）からの緊急広報であること
- ② 発表の日時
- ③ 事故が発生した場所
- ④ 事故の状況
- ⑤ 放射性物質の放出状況や、今後の予測及び環境への影響
- ⑥ 原災法上の対応状況（10条通報、原子力緊急事態宣言等）
- ⑦ 市の体制（災害対策本部の設置等）
- ⑧ 国、県の体制（原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部の設置等）
- ⑨ 市、県、国等の対応状況
- ⑩ 住民等の取るべき対応
- ⑪ その他必要な事項

イ 防護対策区域〔＊〕が決定された場合の広報事項

- ① 防護対策の内容（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）
- ② 防護対策地区の範囲及び具体的な地区
- ③ 防護対策地区及びその周辺の交通規制の内容
- ④ 飲食物の摂取制限に関する事
- ⑤ 安定ヨウ素剤の予防服用等防護措置に関する事
- ⑥ その他必要事項

〔＊〕 放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合に実施される防護対策（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等）を実施するために設定される

区域を防護対策区域という。

- (3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- (4) 市は、原子力災害合同対策会議の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、県、周辺市町村及び中国電力(株)と相互に連絡を取り合うものとする。

- (5) 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

必要に応じ、市長が直接市民に対し、防災行政無線等により緊急事態であることや、避難指示等を呼びかけるものとする。

ただし、新たな伝達情報がない場合であっても、住民を不安にさせないように定期的（概ね3時間ごと）な広報に努めるものとする。

- ・図3-8「住民に対する広報及び情報伝達系統図」
- ・表3-4「住民に対する広報時期及び広報事項」
- ・表3-5「広報事項における役割分担」
- ・表3-6「報道機関への広報事項」

図3-8 「住民に対する広報及び情報伝達系統図」

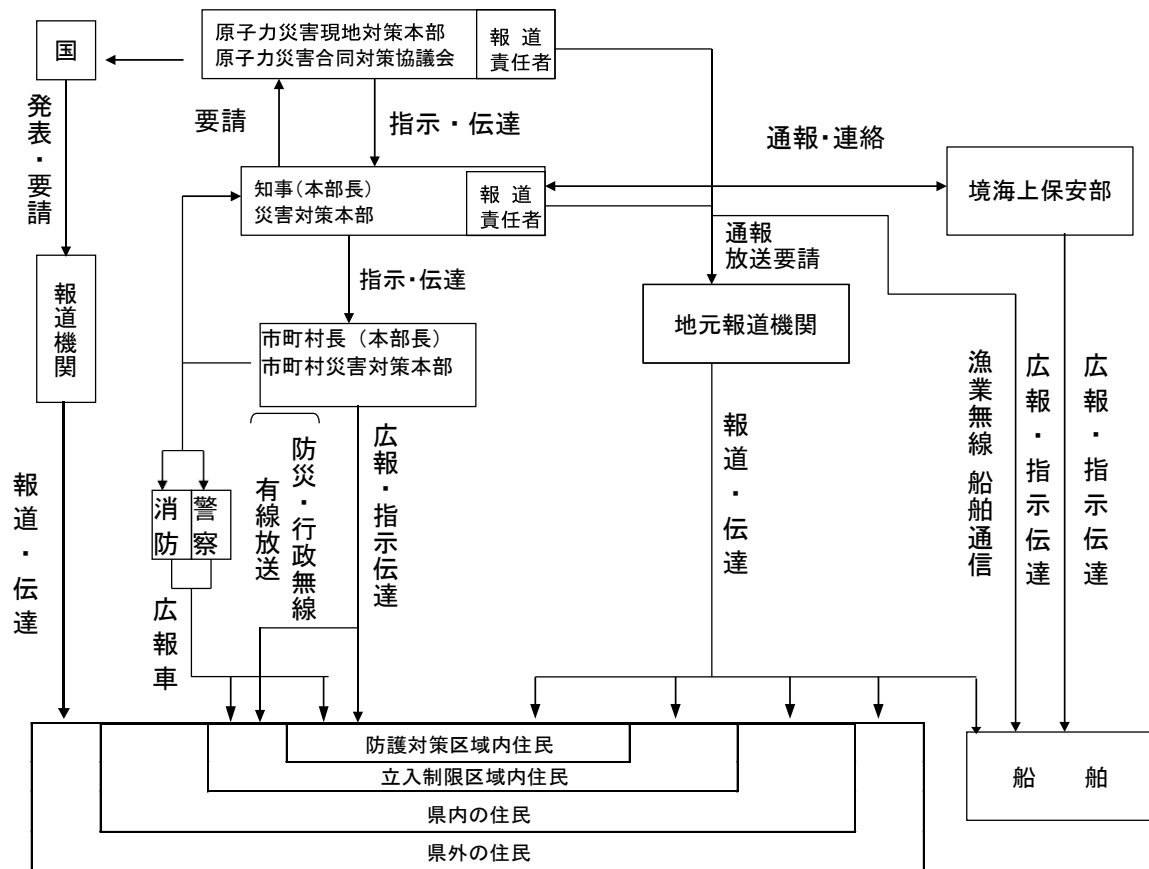


表 3-4 住民に対する広報時期及び広報事項

広報時期	広報事項
トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示等、状況に変化があった場合に、必要に応じて広報を実施）	・プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響（モニタリング結果） ・住民がとるべき行動 （警戒事態発生時：特別な対応は必要ないこと） （施設敷地緊急事態発生時：屋内退避の準備） （全面緊急事態発生時以降：屋内退避の実施、避難準備、避難、安定ヨウ素剤の服用、避難退避時検査等の実施、飲食物の摂取制限等）
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）

	に関すること ・ 原子力災害医療に関すること ・ 飲食物の摂取制限 ・ 各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報
--	---

表 3－5 広報事項における役割分担

ウェブサイト センター	緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。
県	- 緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。 - オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼する。
市町村	- 緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。 - オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。

表 3－6 報道機関への広報事項

事 象	広 報 事 項
トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	- 施設の概要 - 事故の発生時刻と概要 - 事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）と今後の予測 - 環境への影響（モニタリング結果） - 原子力発電所における対応状況 - 傷病者の発生状況 - 県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等） - 住民への周知事項（とるべき行動等） - 避難対象区域及び屋内退避区域
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	- プラントの状況（今後の見込み） - 事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し） - 環境への影響（モニタリング結果） - 傷病者の状況等 県、市等の対応状況（本部体制等）

	・避難者の設置状況及び避難者数 ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・原子力災害医療に関すること
--	--

2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第 ~~11-1-0~~ 節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ等

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資、義援金の受け入れの基本方針

市は、個人からの義援物資は原則として受入れず、個人に対しては、義援金での支援をお願いするものとする。

(2) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、

受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するように努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(3) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第1.2.1.1節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 市は、庁舎等の所在地が避難のため立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
- 2 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、避難後も継続する必要がある業務については、避難先において継続して実施するものとする。

第1.3.1.2節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

燃料物質等の運搬の事故について、防災関係機関は次により対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じ、消防職員の安全確保を図りながら、中国電力(株)等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 2 事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、中国電力(株)等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 3 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、中国電力(株)等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- 4 県及び市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示、又は独自断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、複合災害時の体制及び災害応急対策について定めるものである。

複合災害時における防護措置は、人命の安全確保を最優先とし、第3章の防護措置を基本としつつ、避難経路、避難手段、避難先等への影響を考慮した防護措置を複合的な事態に対応しつつ迅速かつ同時並行的に行う。

第2節 複合災害に備えた体制の整備

1 災害対策本部の体制

市は、複合災害においては、状況が流動的であることから、あらかじめ定めた避難計画を基礎として、状況に応じた対応をするとともに、原子力災害と自然災害の発生を想定し、両災害に共通する情報収集、意志決定、指示・調整について一元化を図り、迅速かつ的確な対応を行う。

2 応急体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

3 緊急時モニタリング体制の整備

市は、国及び県と連携し、自然災害等による道路等の被災、固定観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動体制等の整備に努めるものとする。

4 複合災害を想定した訓練

市は、複合災害を想定した訓練を行い、関係機関間の連携強化と結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しを行うものとする。

第3節 避難、屋内退避等の防護措置の実施

1 避難、屋内退避等の対応方針

- (1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的な考え方
複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動等をとることを基本とする。

具体的には、避難が必要となった場合であっても、大雪・台風等により気象庁から

警報等が発表され、外出することで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せず、安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。その後、天候の回復等により安全の確保ができた場合は避難を実施する。

(2) 初期対応段階での避難等の検討

複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、市は、県と連携して、防護措置について先行的な検討を行うものとする。

また、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、市の独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、国及び県と緊密な連携を行うものとする。

(3) 被災状況に応じた避難、屋内退避等の検討

避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第4節を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、避難、屋内退避等を検討するものとする。

(4) 複合災害により屋内退避等ができない場合の考え方

ア 地震との複合災害の場合

地震により家屋の倒壊、相次ぐ余震の発生等により家屋による屋内退避が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設、関係周辺市町の近隣の指定緊急避難場所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所を、UPZ内外を含め選定し、避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応するものとする。

なお、避難及び屋内退避にあたっては、避難経路の閉塞、地震火災の発生等にも留意し、避難経路の選定、避難誘導等を行うものとする。

イ 津波との複合災害の場合

津波警報等の発表により避難指示が発表されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難するものとする。

その後、当該津波避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。

ウ 暴風雪等との複合災害の場合

暴風雪等により人命へのリスクが極めて高い場合には、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避するものとし、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪等に対する避難行動を優先するものとする。

その後、天候の回復等により暴風雪等に対する安全が確保された後に、地域の放

射線量や避難手段確

保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。

2 避難誘導時の配慮

(1) 危険箇所の情報提供

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県及び受入市町村と協力し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

(2) 関係機関等の協力

市は、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら行うものとする。

3 広域避難体制

(1) 避難所等の被害状況把握

市は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握するものとする。

(2) 避難経路

避難経路については、あらかじめ計画した避難経路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。

(3) 避難等の長期化による物資の確保等

市は、県及びその他防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保について対策を実施する。

(4) 避難所における情報提供

市は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給

市は、県と協力し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失、又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を受け入れる応急仮設住宅を供給する。

第4節 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制

市は、複合災害時においては、人命の安全確保を最優先に、差し迫った危険に対する避難等を優先して実施するものとし、避難等が適切に行えるよう、あらかじめ物資等の備蓄を行うとともに、屋内退避中に物資が枯渇する場合に備え、物資の備蓄・供給体制を整備する。

なお、万が一原子力災害による屋内退避中に、物資の枯渇によりその継続が困難となっ

た場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、近隣の安全が確保できる場所やあらかじめ定められている避難先へ速やかに移動し避難することとする。

第5節 緊急輸送活動体制の確立

1 代替輸送道路の確保

県は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、関係周辺市町、受入市町村、県警察、道路管理者、指定地方行政機関等と協力し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて迂回路の設定、避難経路の変更、道路啓開等を行う。

2 車両等の確保等

県は、関係周辺市町、受入市町村及びその他防災関係機関と協力し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

3 代替輸送手段の調整

県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

第6節 救助・救急、消火及び医療活動

1 原子力災害医療活動

県は、市、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請するとともに、必要に応じて国に対し広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置を要請するものとする。

県及び市の医療機関は、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動等と緊密に連携する。

また、県及び原子力災害拠点病院は、状況に応じて、原子力災害医療派遣チーム等の派遣を要請するものとする。

2 安定ヨウ素剤

複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

第7節 住民等への的確な情報伝達活動

1 原子力発電所情報の定期的な広報

市は、国及び県と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報するものとする。

2 情報伝達手段の確保

市は、防災行政無線、広報車、原子力防災アプリ、ホームページ、ソーシャルメディ

ア（SNS）、緊急速報メールといった情報伝達手段それぞれの特性および耐災害性を把握し、複合災害時に特定の情報伝達手段の機能喪失が想定される場合は、必要に応じて代替手段を選択し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

3 広域的な情報提供

県は、事故の影響が広域的に及ぶときには、必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、中国地方知事会構成県、関西広域連合に速やかに連絡するものとする。

第5章 感染症流行下における対策

第1節 基本方針

新型コロナウイルスのような感染症の流行下又はこれを超えるような感染症の蔓延時における原子力災害については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。このため、第3章の防護措置を基本としつつ、自然災害とパンデミックが重なった三重の緊急事態を想定し、その対応を一本化して、感染症流行下における原子力災害対策に万全を期するものとする。

なお、感染症はウイルス等により感染特性が異なることから、その蔓延状況や国の対処の方針などにに基づき適切に対応するものとする。

第2節 感染症流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方

1 全般

当時の状況と当該時点における国の原子力災害対策本部の決定事項並びに国及び県の感染症防止対策に則して対応することを基本とし、「防護措置」と「感染症対策」を可能な限り両立させ、感染症拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。

感染症下における防護措置の実施に際しては、感染症の拡大防止のため、複合リスク・ガバナンスとして専門家の助言、保健所との連携等、専門家間のコミュニケーションを確保するものとする。

2 基本的考え方

- (1) 人命の安全確保を最優先とし、感染症対策と放射線防護を判断するものとする。この際、感染症の重症化に留意するものとする。
- (2) 感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。
- (3) 全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避ける必要がある場合、換気を行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うように努めるものとする。
- (4) 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。
- (5) UPZ外の避難先へ避難する場合は、密閉・密集・密接（以下「3つの密」という。）を避けて避難することとするが、人命の安全確保を最優先とする場合は、一時的に定員を超えることも検討するものとする。

- (6) 放射性物質の放出情報は、感染症対策の観点から行う換気の安全的実施に影響するため、連絡及び住民への周知を確実に行うものとする。
- (7) 各種防護措置の実施においては、ドライブスルー方式など防災業務関係者間、避難者間等の非接触を迫及するものとする。
- (8) 避難所における感染症防止対策は、基本的に自然災害の場合と原子力災害の場合とで同一の考え方にに基づき、連携して取り組むものとする。

第3節 感染症流行下における体制の整備

1 感染症対策

各種防護措置において、感染症の流行下における原子力災害の発生も想定し感染症対策について検討し、訓練等において検証しておくものとする。

また、マスクの着用、手指洗浄（消毒）等の行為や消毒液、間仕切りの設置等について、共通となる基準をもって、現場で混乱の生じないように留意するものとする。

さらに、不特定多数の者が触れる共用部分には、消毒液等を適切に配置するものとする。

2 感染症流行下における安定ヨウ素剤の事前配布

感染症流行下での安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、感染回避のため、時限的・特例的な対応として、原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の範囲内で、以下の対策を推進するものとする。

- (1) 安定ヨウ素剤の効能・効果を考慮し、事前配布対象者は40歳未満の住民、妊婦、授乳婦、及び育児希望の女性に限定するよう努めるものとする。
- (2) 感染拡大防止の観点から、安定ヨウ素剤の事前配布に係る事務を対面で行う場合には、マスクの着用、手指洗浄（消毒）、換気等の感染症対策を実践するものとする。
- (3) 対応を遠隔でも実施できる手法などを検討するものとする。
- (4) チェックシートの記載事項等により服用不適切項目等の該当者であることが判明し、住民に医療機関への受診を求める場合、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」に留意するものとする。

3 接触確認による感染症拡大の防止

県及び市は、感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、不特定の方への感染の可能性があると判断された場合に通知を受けることができる国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や県の新型コロナ対策安心登録システムの利用と登録を住民に周知するものとする。

4 避難車両の確保

県は、感染の疑いのある者とそれ以外の者が、それぞれ混在して乗車しないよう可能な限り分けること、及び車内の３つの密を避けるため避難車両の追加の確保を行うものとする。

5 避難所の確保

市及び県は、避難所での３つの密を避けるため、避難先自治体との調整を行い、県は、予備避難所及び県有施設の活用により複数の避難所を確保する。また、市及び県は、住民に分散避難についても周知するものとする。さらに避難所の確保が必要な場合は、市及び県は、広域避難にかかる応援協定締結先に対して、県は国に対して必要な避難所の確保を依頼するものとする。

また、県及び市は、必要に応じて避難先自治体と協議し、特定の避難者（感染の疑いのある者、宿泊療養している軽症者や無症状者等）の専用の避難所及びホテル旅館等の避難所を検討するものとする。

6 感染症流行下における訓練

市は、感染症流行下を想定した訓練を行うものとする。なお、感染症流行下での訓練については、原子力災害時の避難における感染症防止対策の検証だけでなく、参加者の感染防止にも留意するものとする。

このため、感染症の拡大防止の観点から基本的事項を重視した訓練項目を精選し、対処能力の練度の維持を目的とした基本的訓練を主体に行うものとする。

7 感染症流行下での避難に必要な物品の備蓄

原子力災害時における避難については、広域的な避難及び多数者避難となることから、防護資機材の需要が急激に増加し、調達が困難になることが予想されるため、市は、感染症下の原子力災害時において防災業務関係者や避難所において必要となりかつ調達が困難になると想定される資機材を適切に備蓄するものとする。

なお、感染症対策の資機材については、感染症下において避難所に緊急配備できるようにしておくものとする。

第４節 感染症対応の基本的考え方

1 感染者の対応

(１) 入院している感染者

病院に入院している感染者については、病院で行われる防護措置により対応されるものとする。この際、感染者の搬送先については、鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンターと調整した上で行うものとする。

(２) 宿泊療養している軽症者や無症状者

県は、宿泊療養（適切な者は自宅療養）している軽症者や無症状者について、感染症対策を行った避難車両を準備し、避難先地域に開設している宿泊療養施設等に搬送する

ことを優先し、やむを得ない場合は一般の避難所に設けた専用の区画に避難するものとする。

2 感染の疑いのある者の対応

感染の疑いのある者については、健康確認で問題がない避難者と同じ避難をする。この際、自家用車による避難を優先するものとし、やむを得ず一般避難者と同じ避難バスに同乗する場合には、座席を空けるなど、可能な限り3つの密を避けるようにする。なお、避難先地域に専用の避難所が設けられている場合は、専用の避難所に避難するものとする。

3 健康確認の実施

避難実施のあらゆる段階で健康確認等を実施することにより、感染の疑いのある者とそれ以外の者を可能な限り分け、避難中及び避難先での感染防止を図るものとする。

4 感染者等の避難に関する情報の共有

県及び市町村は、避難に際して感染者等に関する情報を適切に共有するものとする。

第5節 感染症流行下における防護措置

1 共通

防護措置の実施に際しては、避難者等の感染防止のため3つの密を避けるとともに、防災業務関係者の感染症対策を徹底する。この際、非接触型及び短時間での対応に留意するものとする。

住民に対しては、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難及び避難退域時検査の際に、事前の検温の実施、マスクの着用などの必要な感染症対策について事前に周知を行うものとする。

2 屋内退避における対応

(1) 基本的考え方

屋内退避では3つの密を避けるとともに、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないものとする。

(2) 医療機関や社会福祉施設等での屋内退避

医療機関や社会福祉施設等での屋内退避については、放射性物質が放出される事態に至るまでの、時間的な余裕が見込まれる場合は換気を行うこととし、県及び市は当該施設に対して換気に関する情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設

コンクリート屋内退避施設については、避難指示等が出される前から屋内退避者の救出を進め、UPZ外の避難所へ輸送するものとする。

(4) 避難所の追加確保

県は、追加の避難所、予備避難所及び県外の避難所について追加確保を行い、避難所等の変更を迅速かつ的確に住民に伝達するものとする。

(5) 分散避難

県は、ＵＰＺ外のホテルや旅館、親戚・知人宅等への分散避難についても検討し、必要な場合は住民に分散避難による屋内退避や避難について周知を行うものとする。

3 一時集結所における対応

一時集結所においては、施設内での受付及び待機を基本とし、動線を分けるなど3つの密を避ける対策を行うものとする。

受付において、避難者を自己申告及び健康確認等により感染の疑いのある者とそれ以外の者とを可能な限り分けるものとする。

感染の疑いのある者については、避難車両に乗車するまでは、別部屋など物理的に隔離された方法で待機し、避難バス、可能ならば別に用意する避難車両で避難し、避難退域時検査会場で健康確認を行い、その結果に基づき対応するものとする。

4 避難車両における対応

市は、乗務員及び同乗者の感染防止に留意する。避難では、窓を閉める等を行い、全面緊急事態に至った後は、原則換気を行わないものとする。ただし、行政からの換気の指示が確認できた場合は、この限りではない。

感染の疑いのある者については、避難退域時検査会場まで避難し、そこでの健康確認の結果に基づき対応するものとする。

(1) 自家用車による避難

避難前に健康確認を実施し、避難に際してはマスクの着用及び手指消毒を実施するものとする。健康確認の結果、感染の疑いのある者がいる場合は同乗しないものとする。

(2) バスによる避難

県は、乗務員に対して個人用防護具を配布し、乗務員は着用するものとする。

乗務員は、車内での感染防止のため、避難者のマスク着用と手指消毒、乗車定員の制限、感染の疑いのある者の車内隔離を行うものとする。

放射性物質の放出情報が得られるまでは、換気を行わないものとする。

避難用のバス車両が十分に確保されている場合は、感染防止のための車内養生を行う。この場合、多くの時間と労力を必要とするので、実施に際しては状況をよく判断して適切に計画するものとする。

(3) その他補完的手段による避難

補完的手段の派出機関が別に定める対応によるものとし、このほかバスによる避難を基準に対応するものとする。

5 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応

広い場所での配布や、配布に要する時間の短縮、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布やドライブスルー方式）により3つの密を避け、配布による接触機会を減らすことに留意するものとする。

6 避難退域時検査会場における対応

県は、動線の分離、感染の疑いのある者の待機場所の設置及び3つの密対策の徹底並びに感染の疑いのある者の健康確認ができる体制を整えるものとする。住民検査及び簡易除染については、バックグラウンド値等に留意しつつ、屋外での検査を基本とするものとする。

避難退域時検査会場では、避難退域時検査に併せて健康確認等を行い、避難退域時検査済証と健康確認書を発行するものとする。

感染の疑いのある者については、健康確認の結果、検査の必要があると認められた場合は、隔離された待機室で待機し、県が準備した専用車両で設置されている検査待機児場所に移動するものとする。

7 避難所における対応

県は避難所の感染症対策で必要となる資機材を緊急配備する。避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで同一の対応をとるものとする。

第6節 防災業務関係者の感染症対策

1 感染症対策

防災業務関係者は、常に感染症の危険性があることに注意して、感染症対策を行い個人及び第三者への感染を防止するものとする。

2 個人用防護具の備蓄

県は、防災業務関係者が必要とする個人用防護具を見積もり、配備計画を作成した上で備蓄するものとする。

第7節 住民等への的確な情報伝達活動

感染症流行下においては、避難等における感染防止に関する注意事項及び避難所の変更等に関する情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。

県及び市は、分散避難についても呼びかける。避難等の前に、検温等の健康確認やマスク着用等の注意事項をあらかじめ広報するものとする。

県及び市は、放射性物質放出の情報を住民に迅速かつ的確に伝え、屋内退避や避難中の住民が換気のタイミングを間違わないようにするものとする。

避難所等の変更情報を住民に迅速かつ的確に伝え、避難における混乱を防止するものとする。

第6-5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4節 放射能物質による環境汚染への対処

市は、国、県、中国電力(株)及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。環境汚染の対処にあたっては、環境放射線モニタリングや個人の被ばく線量推定の結果等を踏まえることとする。

市は、原子力事業者防災業務計画で定められている災害復旧時の除染等に必要となる資機材の貸与及び要員の派遣について必要な手続き等についてあらかじめ定めておくものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表することになっており、市は、県から情報提供を受けるものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

1 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸付のほか、代替施設の紹介、復旧に向けた研究開発、販路開拓に係る助成、地方税の軽減制度や徴収緩和措置の適用等、きめ細やかな支援に努めるものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第 1 2 節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

別表1-1

原子力事業者、国、地方公共団体が取ることを想定される措置等(1/2)
(発電用原子炉(基研原子力発電所2号炉))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

PAZ(半径5km)				UPZ(半径5~30km)				UPZ外(半径30km~)			
体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
原子力事業者 ・情報収集・連絡体制の構築	・居住等への情報伝達 ・住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保
国 ・緊急時モニタリングの実施	・居住等への情報伝達 ・住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保
地方公共団体 ・緊急時モニタリングの実施	・居住等への情報伝達 ・住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保
原子力事業者 ・情報収集・連絡体制の構築	・居住等への情報伝達 ・住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保
国 ・緊急時モニタリングの実施	・居住等への情報伝達 ・住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保
地方公共団体 ・緊急時モニタリングの実施	・居住等への情報伝達 ・住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・避難指示等の発令 ・避難経路の確保 ・避難物資の提供 ・避難場所の確保

原子力事業者 国 地方公共団体が定めることを指定される措置等(2/2)
 (発電用原子炉(濃縮原子力発電炉2号炉))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示してあり、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L 1 原子力 事業者 公共地 方公共 団体	-	-	-	-	国及び自治体へ通報 ・住民等への情報伝達	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの 実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施 ・(遠)避難の導入
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
O I L 4 原子力 事業者 公共地 方公共 団体	-	-	-	-	国及び自治体へ通報 ・住民等への情報伝達	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
O I L 2 原子力 事業者 公共地 方公共 団体	-	-	-	-	国及び自治体へ通報 ・住民等への情報伝達	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
O I L 6 原子力 事業者 公共地 方公共 団体	-	-	-	-	国及び自治体へ通報 ・住民等への情報伝達	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請
	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難区域の決定 ・自治体に避難の要請 ・自治体の一時避難を要請 を要する一時避難を要する を要する一時避難を要する	-	-	-	【避難】 ・(近)自治体に避難 の要請 ・(遠)自治体に避難 の要請

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

別表1-2

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)
(発電用原子炉(島根原子力発電所1号炉))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ(概ね5km) ※島根県地域防災計画(原子力災害対策編)で規定する区域				UPZ外 ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	事業者 ・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	国へ通報	・現地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-
	公共団体 ・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急モニタリングの準備	-	-	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	-
	国 ・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への事業要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	-	-
(震災法10条の2第2項に該当する場合は適用。ただし、全面緊急事態に該当する場合は適用。)	事業者 ・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・国及び自治体へ通報	・現地境界のモニタリング	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
	公共団体 ・要員参加 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	-	-
	国 ・要員参加 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への事業要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	-	-	-
(震災法15条の5第1項第2号に該当する場合は適用。ただし、全面緊急事態に該当する場合は適用。)	事業者 ・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・国及び自治体へ通報	・現地境界のモニタリング	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共団体 ・要員参加 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、搬送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、搬送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力	-
	国 ・要員参加 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、搬送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示	・自治体への事業要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、搬送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力	-	-

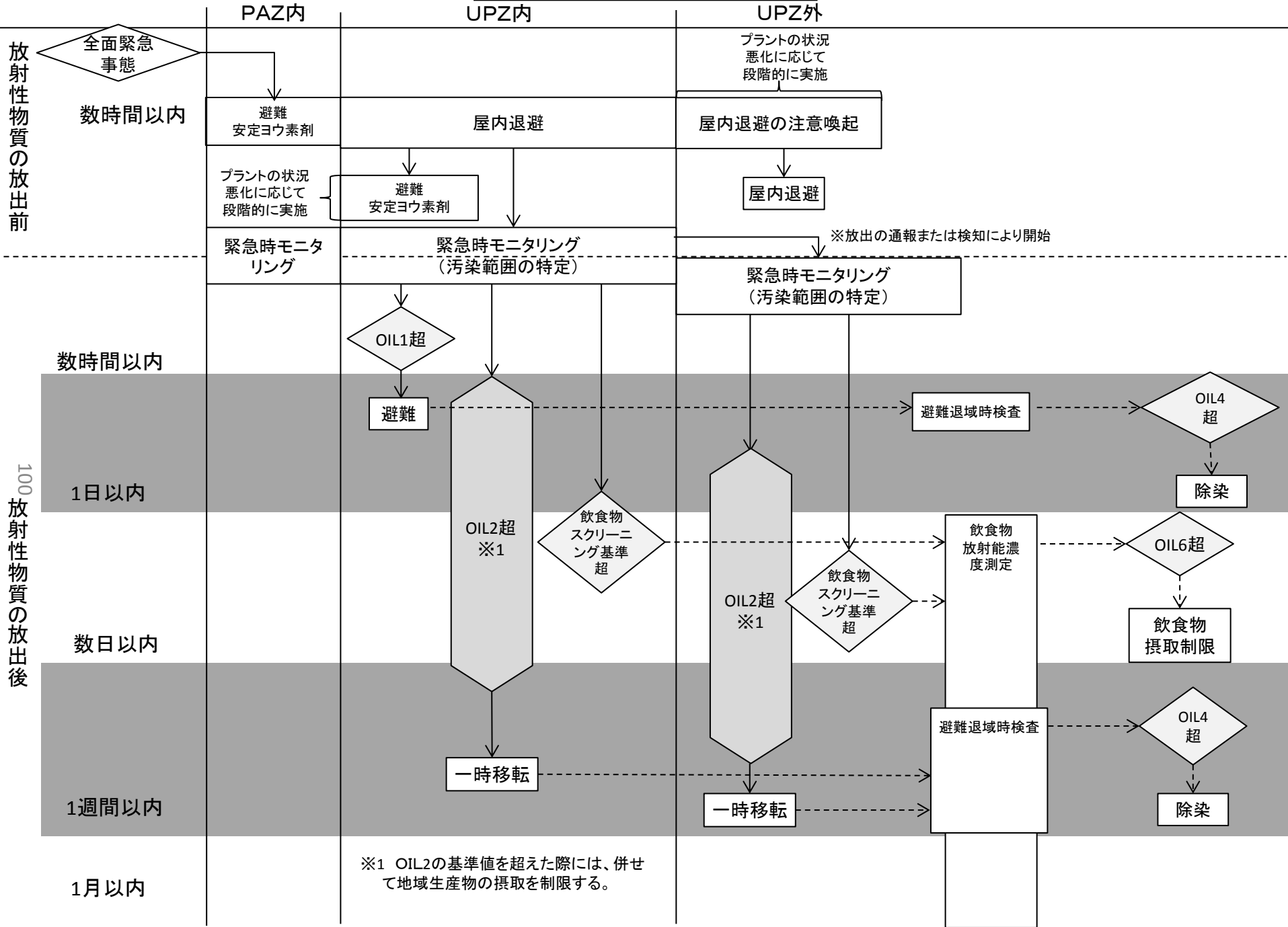
原子力事業者、国、地方公共団体が係ることを想定される措置等(2/2)
(発電用原子炉(島根原子力発電所1号炉))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ(概ね5km) ※島根県地域防災計画(原子力災害対策篇)で規定する区域				UPZ外 ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-
		公共地方団体	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-
	飲食物に係るスクリーニング基準	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-
		公共地方団体	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 4	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-
		公共地方団体	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 2	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-
		公共地方団体	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 6	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-
		公共地方団体	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-

※

図1 防護措置実施のフロー図



別表 2 島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断する E A L

1. 沸騰水型軽水炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

※島根原子力発電所2号炉（新規規制基準適合性審査に基づく認可を受けて稼働した後）に適用

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑭ 国のオンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑮ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

- | | |
|--|--|
| <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | |
|--|--|

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

※島根原子力発電所2号炉（新規規制基準適合性審査に基づく認可を受けて稼働する前）に適用

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ④ 国のオンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

3. 原子炉の運転等のための施設

※島根原子力発電所1号炉

(原子力災害対策指針における各緊急事態区分を判断するEALの枠組み1.～8.までに掲げるものを除く)

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村（三朝町含む。）において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

別表3 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※ ³ (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000cpm※ ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※ ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※ ⁶ (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値

は改定される。

- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

付 録

用語の解説

あ行

安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。

事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。

屋内退避

窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果、専門家の助言に基づいて、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示するが、緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。

（参考：ガンマ線による被ばくの低減係数）

場 所	低 減 係 数	
	浮遊放射性物質	沈着した放射性物質
屋外	1. 0	1. 0 0
自動車内	1. 0	—
木造家屋	0. 9	0. 4 0
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0. 2 以下	0. 2 0

※ Planning For Off-site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities
(IAEA-TECDOC-225)

オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設、原子力防災センター）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。対象となる原子力事業所から20km未満の区域に所在し、全国に22箇所ある。（2014年1月現在）

か行

外部被ばく

放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から離れればそれ以上の被ばくはなくなる。

確定的影響

しきい線量（これ以上の線量を被ばくすれば、人体に症状を起こす線量）が存在し、しきい線量を超えて被爆した場合に現れる影響。影響の例としては、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがある。

確率的影響

人が受けた放射線の量の増加に従って、障がいの発生する確率が大きくなる傾向がある影響のこと。晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺伝的影響は確率的影響に分類される。

可搬型モニタリングポスト

固定的モニタリングポストの配置の不足を補い、モニタリング地点に臨時に配置する移動可能なガンマ線空間放射線量率測定器で、災害発生時に最大空間放射線量率を予測する地点などに置かれる。

ガンマ線（ γ 線）

原子核が崩壊するときに放出される電磁波。ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

緊急時モニタリング

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。

緊急被ばく医療活動

原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動。発災事業所内での救護施設、近傍の医療機関、住民の避難所に設けられた救護所などで行われる初期被ばく医療と、地域の基幹的な病院で行われるより専門的な二次被ばく医療、さらに専門的な三次被ばく医療の三段階で構築される。

被ばく医療を行う医療機関は、地方自治体または国にあらかじめ指定される。通常の医療に加え、被災者の放射線学的サーベイ、放射性物質による汚染の除去、被ばく線量の推定などを行う。

グレイ（Gy）

放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量の単位に用いられる。

警戒事態（EAL1/AL : Alert）

その時点では公衆への放射線による影響や、そのおそれが緊急のものではないが、原子

力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

原子力災害合同対策協議会

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、環境副大臣が主導的に運営する、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。

原子力防災専門官

原子力災害対策特別措置法第30条で定められている、オフサイトセンターに駐在し、内閣総理大臣指定の原子力事業所に係る業務を担当する専門官。

平常時は、原子力事業者の防災業務計画や地方自治体の原子力防災計画に対する指導・助言、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態発生時は、初動においては現地事故対策連絡会議の議長を務め、当該施設の状況把握、オフサイトセンターの立ち上げ、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約、地方自治体などへの説明と助言などを行う。

広域避難所

市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難が行われた場合に、住民が一時的に滞在する施設。災害対策基本法に規定する広域的一時滞在が行われる施設。

個人線量計

個人の外部被ばく線量を測定する計器

コンクリート屋内退避

原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建屋内に退避してもらうこと。

コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため、屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建屋への退避が行われる。

さ行

サーベイメータ

放射性物質又は放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測

定器の総称で、放射線量率測定用と表面汚染測定用がある。

しきい線量

放射線が生体にひき起こす確定的影響に関し、その効果をひき起こすに必要な放射線の最小吸収線量。しきい線量以下の被ばくではその影響は現れない。

施設敷地緊急事態（EAL2/SE : Site area Emergency）

原子炉施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

実効線量

組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量。ある組織・臓器の透過線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。 ※ 実効線量（Sv）＝ Σ （透過線量（Sv）×組織荷重係数）

除染

衣服などが放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。緊急時には、1次除染、2次除染がある。

除染剤

除染を効果的に行うために使用されるもの。除染対象物の種類及び汚染核種の種類及びその化学的性状等を考慮して選択することになるが、一般に、水、酸、中性洗剤、石けん等が用いられる。

シーベルト（Sv）

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。

積算線量計

事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定する。あるいは放射線作業従事者が一定の作業期間に受けた放射線量率を積算して測定する線量計

全面緊急事態（EAL3/GE : General Emergency）

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

た行

等価線量

人の組織や臓器に対する放射線影響は、放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

※ 等価線量（Sv）＝吸収線量（Gy）× 放射線荷重係数

中性子線

原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。

な行

内部被ばく

経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

は行

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

避難時間推計シミュレーション

避難勧告が発出された地域の住民が、避難指示範囲からUPZの外へ避難する場合の、避難にかかる所要時間を予測すること。

避難退域時検査

避難住民等の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定等により評価、判定し必要な処置を行うためにふるいわけすること

ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1 ベクレルは、1 秒間に 1 個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。

ベータ線 (β 線)

原子核が崩壊するときに原子核から飛び出す電子のこと。ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きい、ガンマ線より小さく、厚さ数ミリのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。

放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ (ワット数)」が放射能にあたる。

放射性プルーム (プルーム)

排気筒から大気中に放出された放射性物質が煙のように流れること。原子力災害ではプルームの方向を避けるように避難するのが防災上効果的である。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子 (アルファ線、ベータ線など) や高いエネルギーを持った電磁波 (ガンマ線)、加速器などで人工的に作り出された X 線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

ま行

モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時モニタリングがある。

モニタリングカー

原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するため

の機材を搭載した車両。

モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。

や行

要配慮者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

予測線量

放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策も講じない場合に、その地点に溜まっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。

ら行

リスクコミュニケーション

リスクを伴う社会経済活動を、計画ないし実施する際に、情報の主たる送り手となる「行政、企業あるいは専門家などに代表されるリスク専門家」と、主たる受け手となる周辺地域一般の人々などからなる利害関係者との間で、リスクに関する情報や関心・意見などのメッセージの双方向的交換を行うことで、当該活動に関する施策をより円滑に進めることに資する活動。

英字

EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の三つに区分し、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の状態等に基づいて設定された基準

EMC (Emergency Monitoring Center : 緊急時モニタリングセンター)

緊急時のモニタリング計画、立案を行うとともに、緊急時モニタリング作業の指揮及び

総括を行う。

E P Z (Emergency Planning Zone : 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)

原子力施設において、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性などを踏まえて、技術的見地から十分な余裕を持たせつつ定められた影響の及ぶ可能性のある範囲。これまでの防災指針では、E P Z のめやすを基準として、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して、原子力発電所などを中心として半径約 8 ～ 1 0 km の距離とされていた。

E R C (Emergency Response Center : 緊急時対応センター)

E R S S (Emergency Response Support System : 緊急時対策支援システム)

電力事業者から送られてくる情報に基づき、当該原子力発電所の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて現在の施設の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより計算して予測するシステム

E T E (Evacuation Time Estimate : 避難時間推計)

I A E A (International Atomic Energy Agency : 国際原子力機関)

O F C (off-site center : オフサイトセンター)

原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体等の関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設

O I L (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)

防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果を O I L の値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。

P A Z (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 k m の間で設定すること（5 k m を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5 k m」を目安とする。

P P A (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護

措置を実施する地域)

放射性物質を含んだプルーム（気体状、粒子状の物質を含む空気の一団）通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を実施する区域。

P P Aの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において検討される。

S P E E D I (System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information : 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム

U P Z (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域)

確定的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I Lに基づき、緊急防護措置を準備する区域。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 km」を目安とする。

(参考)

- ・旧原子力安全・保安院 「原子力関係用語集」
- ・(公財)原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」
- ・(一財)高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典A T O M I C A」
- ・(公財)原子力安全研究会
- ・旧原子力安全委員会 「原子力発電に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」
- ・(公財)原子力安全技術センター 「原子力防災研修講座テキスト」
- ・原子力規制委員会 「原子力災害対策指針」

別紙資料 1

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べるができるものとする。

3 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせることができるものとする。

4 甲は、測定結果を公表するものとする。

(計画等の報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の解体

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

(1) 原子炉施設等の故障関係

- ① 原子炉施設等の故障があったとき。
- ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
- ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
- ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。

(2) 放射性物質の漏えい関係

- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
- ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

(3) 放射線被ばく関係

- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。

(4) その他

- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
- ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
- ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(現地確認)

第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。

2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるすることができるものとする。

(教育訓練)

第12条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に

資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。

- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

第13条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第14条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第15条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第17条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第18条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第19条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第20条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意

見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。

3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条、又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

(その他)

第21条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとする。

平成 23 年 12 月 25 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地
米子市
米子市長 野 坂 康 夫

丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
境港市長 中 村 勝 治

丁 広島県広島市中区小町 4 番 33 号
中国電力株式会社
取締役社長 荻 田 知 英

別紙資料 2

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

第 1 条 協定第 1 条第 1 項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力安全委員会決定の指針類を含むものとする。（以下同じ。）

2 協定第 1 条第 2 項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。

3 協定第 1 条第 2 項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「高経年化に関する基本的な考え方」（平成 8 年 4 月資源エネルギー庁）及び「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実について」（平成 17 年 8 月原子力安全・保安院）等に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。

4 丁は、協定第 1 条第 4 項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

第 2 条 協定第 3 条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和 50 年 5 月 13 日決定、平成元年 3 月 27 日一部改訂原子力安全委員会）」による。

（計画等の報告）

第 3 条 協定第 6 条第 1 項第 2 号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 26 条第 1 項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

2 協定第 6 条に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、協定第 6 条第 2 項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。

2 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況

- ① 原子力発電所建設計画（その都度）
- ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
- ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
- ④ 建設工事計画（毎年度当初）
- ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）

(2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況

- ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
- ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
- ③ 発電所の運転状況（毎月）
- ④ 計画運転停止の計画（その都度）
- ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
- ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）

(3) 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況

- ① 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月）

(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果

- ① 定期検査の計画（その都度）
- ② 定期検査の実施状況（毎週）
- ③ 定期検査の結果（その都度）

(5) 環境放射線の測定結果

- ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
- ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）

(6) 温排水等の調査結果

- ① 取放水の水温（毎月）
- ② 沿岸定点の水温（毎月）
- ③ 格子状定線の水温（毎四半期）

- (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
- (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
 - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）
 - ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 44 条第 2 項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第 8 条第 2 項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとし、準備が整い次第運用を開始する。
 - ① 各号機の発電出力
 - ② 各号機の排気筒モニタ値
 - ③ 各号機の放水路水モニタ値
 - ④ 敷地境界モニタリングポスト値
 - ⑤ 風向及び風速
 （保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡）
- 第 6 条 協定第 9 条に規定する事項が、協定第 10 条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第 10 条の規定を適用するものとする。
 （異常時における連絡）
- 第 7 条 協定第 10 条第 1 項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- 2 協定第 10 条第 1 項第 1 号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する原子炉施設とし、「等」とは、「発電機、主要変圧器（主変圧器、所内変圧器等）、しゃ断

器」とする。

また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定される故障とする。

- 3 協定第 10 条第 1 項第 1 号②に規定する「安全関係設備」とは、別表 1 に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第 10 条第 1 項第 1 号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が 5 パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第 10 条第 1 項第 2 号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）
- 6 協定第 10 条第 1 項第 3 号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第 44 条第 1 項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第 10 条第 1 項第 4 号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑤に規定する「通報基準値」は、別表 2 に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
- 10 協定第 10 条第 2 項に規定する「測定結果等」は、同条第 1 項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

（公衆への広報）

第 8 条 丁は原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

（連絡の方法）

第 9 条 協定第 15 条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

（損害の補償）

第 10 条 協定第 17 条第 1 項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

- 2 協定第 17 条第 2 項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。
- 3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等

の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

(協定の改定)

第 11 条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第 19 条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第 12 条 甲、乙及び丙は、協定第 10 条第 2 項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成 23 年 12 月 25 日

甲 鳥取県

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治

乙 米子市

米 子 市 長 野 坂 康 夫

丙 境港市

境 港 市 長 中 村 勝 治

丁 中国電力株式会社

島根原子力発電所長 岩 崎 昭 正

別表 1 第 7 条第 3 項で規定する安全関係設備

	1 号機	2 号機	備 考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高圧注水系	高圧炉心スプレイ系	
(4)	低圧注水系	低圧注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	放射性物質の閉じ込め機能
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表 2 第 7 条第 8 項で規定する異常時通報基準値

(1)

計 器 名	通 報 値
敷地境界モニタリングポスト	2 2 0 n G y / h

(2)

計 器 名		通 報 値 A 〔下記の状態が 1 0 時間 続くとき〕	通 報 値 B 〔下記の状態になっ たとき〕
1 号機	原子炉建物排気筒モニタ	5 0 0 c p s	1 0 0 0 c p s
	タービン建物排気筒モニタ	1 5 0 c p s	3 0 0 c p s
	放水路水モニタ	7 c p s	7 0 c p s
2 号機	原子炉建物排気筒モニタ	5 0 0 c p s	1 0 0 0 c p s
	放水路水モニタ	8 c p s	8 0 c p s

(3)

計 器 名	通 報 値	備 考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	1 5 0 c p s	積算放射エネルギーの計測値 が左の値になったとき

別紙資料 3

確 認 書

平成 23 年 1 2 月 2 5 日に鳥取県及び米子市、境港市並びに中国電力株式会社が締結した島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び同協定の運営要綱（以下「協定等」という。）について、下記のとおり確認する。

記

- 1 「原子力規制委員会設置法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則（平成 25 年 6 月 2 8 日原子力規制委員会規則第 4 号）」第 8 条の規定により、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年 1 2 月 2 8 日通商産業省令第 77 号）」の一部改正が行われ、平成 25 年 7 月 8 日施行されたことから、協定等については、改正後の内容に読み替えて適用する。
- 2 前項の改正に伴い改正等が行われた告示及び内規についても、改正等が行われた後の内容に読み替えて適用する。

平成 25 年 1 1 月 2 0 日

甲 鳥取県危機管理局長 城 平 守 朗

乙 中国電力株式会社
島根原子力発電所長 岩 崎 昭 正

米子市地域防災計画
(原子力災害対策編)
【令和~~3-2~~年度修正】

令和~~3-2~~年~~7~~月 修正

編 集 米子市防災会議

【事務局】米子市総務部防災安全課

〒683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

〔電 話〕(0859) 23-5328

〔FAX〕(0859) 23-5387

〔e-mail〕 bousai@city.yonago.lg.jp

〔米子市ホームページ〕 <http://www.city.yonago.lg.jp/>